

横 浜 市

十日市場駅周辺地区

バリアフリー基本構想

平成29年3月

横 浜 市

十日市場駅周辺地区

バリアフリー基本構想

平成29年3月

目 次

1	バリアフリー基本構想の策定にあたって	1
(1)	基本構想策定の背景と目的	1
(2)	基本構想の位置づけ	2
(3)	バリアフリー法について	3
ア	市町村による基本構想の作成	3
イ	基本構想に基づく事業の実施	4
(4)	対象者の特性と配慮すべき事項	5
(5)	バリアフリー基本構想の検討体制	9
ア	検討体制	9
イ	地区部会の参加団体	10
ウ	バリアフリー基本構想検討の流れ	11
2	十日市場駅周辺地区の概況	12
(1)	位置及び特性	12
(2)	人口	13
(3)	障害者数	15
(4)	公共交通機関	16
ア	鉄道	16
イ	バス	18
(5)	施設の分布状況	20
(6)	上位・関連計画等	23
ア	基本構想の位置づけ	23
イ	関連計画	24
3	重点整備地区の設定	26
(1)	生活関連施設の選定	26
(2)	生活関連経路の選定	26
(3)	重点整備地区の範囲設定	26

4 重点整備地区におけるバリアフリーに関する主な課題	31
(1) 鉄道駅等のバリアフリーに関する主な課題	31
(2) 道路等のバリアフリーに関する主な課題	31
(3) 交通安全施設等のバリアフリーに関する主な課題	31
(4) 建築物（生活関連施設）のバリアフリーに関する主な課題	31
5 十日市場駅周辺地区のバリアフリー化のための事業	32
(1) 事業の基本的な考え方	32
ア 鉄道駅等のバリアフリー化	32
イ 道路等のバリアフリー化	33
ウ 交通安全施設等のバリアフリー化	35
エ 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化	35
(2) 特定事業及びその他の事業	36
ア 公共交通特定事業	41
イ 道路特定事業	42
ウ 交通安全特定事業	45
エ 建築物特定事業	46
オ その他の事業	47
(3) その他配慮を要する事項	59
ア 十日市場歩道橋（太鼓橋）のバリアフリー	59
イ 歩道（プロムナード）のバリアフリー	59
ウ 建築物のバリアフリー	59
6 基本構想策定後の事業推進にあたって	60
(1) 特定事業の実施について	60
(2) 事業の進捗管理及び事業の評価について	60
(3) 進捗状況及び事業内容の広報について	60
(4) 事業の見直しについて	60
(5) 心のバリアフリーについて	61

1 まちあるき点検ワークショップ	1
（1）まちあるき点検ワークショップの開催概要	1
ア 開催概要	1
イ まちあるき点検	2
ウ ワークショップ	2
（2）まちあるき点検結果概要	5
（3）まちあるき点検ワークショップのまとめ	6
2 バリアフリーに関する情報募集	7
（1）バリアフリーに関する情報募集の実施概要	7
ア 実施概要	7
3 バリアフリーに対する主な意見のまとめ	8
（1）公共交通機関に関する主な意見	8
（2）道路に関する主な意見	10
（3）交通安全に関する主な意見	20
（4）建築物に関する主な意見	21
（5）その他に関する主な意見	27

1 バリアフリー基本構想の策定にあたって

(1) 基本構想策定の背景と目的

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意志で自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めるため、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めている。

各区の拠点駅周辺においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づきバリアフリー基本構想制度を活用し、駅周辺の一体的なバリアフリー整備を推進している。

緑区十日市場駅周辺では、十日市場地区センターや横浜市緑図書館などの文化施設や、老人福祉センターや地域子育て支援拠点などの福祉施設、商業施設や金融機関などの施設が集積している。

また、横浜市が推進している「持続可能な住宅地モデルプロジェクト」の中で、十日市場町周辺地域において「超高齢化や環境に配慮した持続可能な住宅地モデルの構築」を進めている。

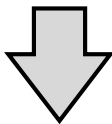
以上から、十日市場駅周辺地区を対象に基本構想を策定し、駅周辺の一体的なバリアフリー整備を推進することとした。

(2) 基本構想の位置づけ

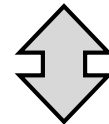
本基本構想は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「横浜市福祉のまちづくり条例」といった、関連する法令や条例と整合を図った構想とする。

<p>バリアフリー法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 平成 18 年 12 月施行・平成 26 年 6 月 13 日最終改正</p>	<p>横浜市福祉のまちづくり条例 平成 10 年 1 月施行・平成 24 年 12 月全部改正</p>
<p>・高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p>	<p>・福祉のまちづくりについて、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 14 条第 3 項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物等を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人間性豊かな福祉都市の実現に資することを目的とする。</p>

根拠法



関連法令



バリアフリー基本構想 十日市場駅周辺地区

【バリアフリー法第二十五条第一項】

・市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

図 1-1 基本構想の位置づけ

(3) バリアフリー法について

ア 市町村による基本構想の作成

バリアフリー法では、市町村は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。基本構想の対象等は、以下の通りである。

○ 対象者

高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、すべての障害者）、妊婦、けが人など

○ バリアフリー化を推進する地区

駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区

○ バリアフリー化を推進する施設

公共交通機関（鉄道、バス、福祉タクシー等の旅客施設及び車両）、特定の建築物、道路、路外駐車場、都市公園

※新しく建設・導入する場合に適合義務がある。既存の施設等については、基準に適合するように努力義務が課される。

【用語の定義】

『重点整備地区』

地区全体の面積がおおむね400ha未滿の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区を「重点整備地区」とする。

重点整備地区の境界は、できる限り町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

『生活関連施設』

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設を「生活関連施設」とする。

『生活関連経路』

生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」とする。

イ 基本構想に基づく事業の実施

策定された基本構想に基づき、関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施する。

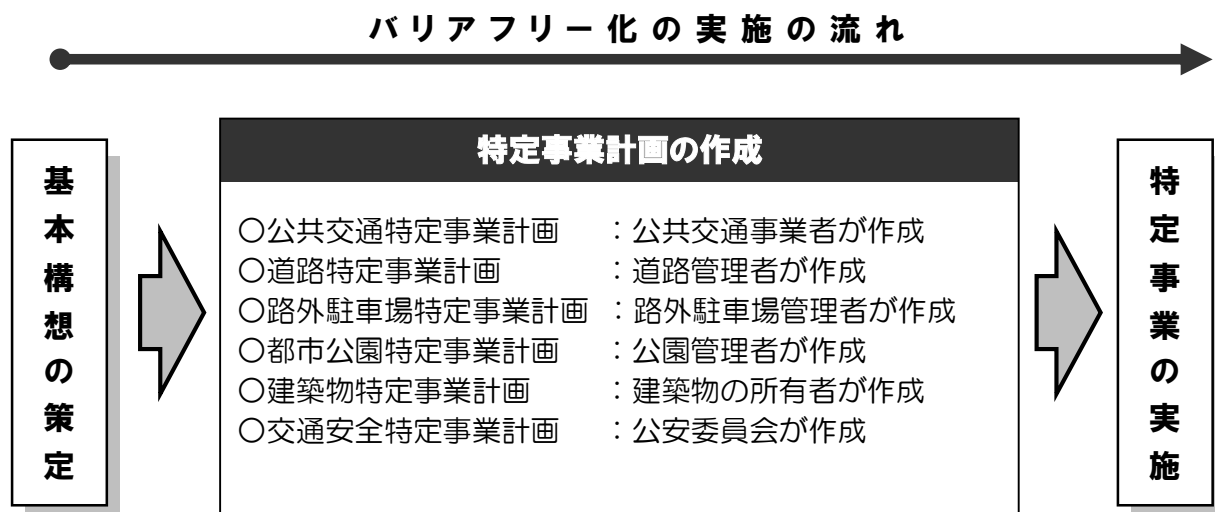


図 1-2 バリアフリー化の実施の流れ

◆ “バリアフリー化” とは何をするのか

施設や経路（道）を、だれもが困難や不便をなるべく感じずに利用できるように、対策を考えていく。

例えば・・・

- ・歩道の平坦性の確保、勾配の改善
- ・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- ・階段（段差）部分へのスロープまたはエレベーターの設置（段差の解消）
- ・よく利用する施設への案内・サインの充実
- ・トイレやエレベーター、エスカレーター、施設などの位置等を知らせる音声・音響案内の充実
- ・マナーの向上をよびかける広報、啓発活動の推進など

(4) 対象者の特性と配慮すべき事項

バリアフリー法では、高齢者や障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象とし、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などの身体障害者のほか、知的障害者、精神障害者、発達障害者、妊産婦やけが人を対象としている。

横浜市では、生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現という「横浜市福祉のまちづくり条例」の目的を踏まえ、高齢者や障害者だけでなく、子ども、外国人、子ども連れ（乳幼児連れやベビーカー使用など）の人など、移動の制約がある人にも配慮し、横浜市で生活するすべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を目指して、基本構想を策定する。

それら移動制約者に配慮すべき代表的な事項を表 1-1 に示す。バリアフリー化の整備等において、各事業者は、ここに示した事項を理解した上で取り組むとともに、多様な利用者のニーズの把握にも努める必要がある。

表 1-1 対象者の特性と配慮すべき主な事項

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none">・ つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。・ 路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。・ 足腰等が弱くなり階段の昇降などが困難であるため、階段等への手すりの設置に配慮する。・ 動作がゆっくりになり長距離の歩行に困難が生じるため、ベンチなど休憩できる場所の設置に配慮する。・ シルバーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。・ 情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全に配慮する。・ 新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作を単純にし、音声と視覚による案内ができるよう配慮する。・ サイン等では、文字の大きさやコントラストに配慮する。・ 視認性に配慮した照明計画が必要である。

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> • 杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 • わずかな段の乗り越えが困難な場合があるととも、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 • 路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 • 体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。 • 杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。 • ベンチなど休憩できる場所を設けるよう留意する。 • いすから立ち上がる時のために、座面の下に足を引くスペースや肘掛けを設けるよう留意する。
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> • 車いすを操作するための道路幅や回転スペースを確保するよう配慮する。 • 路面や床面に段差があると乗り越えることができない場合もあるため、不要な段差は設けないよう配慮する。 • 路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮する。 • 傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。 • 扉を押したり、手前に引いたりする行為は難しい場合があるため、扉の形状に配慮する。 • 車いすで移動するので目線が低く、手の届く範囲に限られる場合があるため、設備機器類や案内サインなどの高さに配慮する。 • カウンターや柵など、手の届く範囲や膝が入る下部スペースなどにも留意する。 • 車いすから便座への移乗など乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さ、介助スペースなどに配慮する。 • 電動三輪・四輪車いすは、他の車いすに比べ通路幅や回転スペースが大きいので留意する。
上肢障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 上肢や手先などに障害がある場合、手の届く範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になったりするので、ものの大きさや操作方法への配慮が必要である。 • 細かい繰り返し動作が困難であるので、操作方法等を単純にする。 • 少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意する。 • 水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむようにレバー式または棒状の把手にするなど形状に留意する。 • 棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意する。 • スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに留意する。

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 白杖を使用しない場合など外見からは気づきにくいことがある。 • 視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。 • 白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物などはほとんど把握できない場合があるので、階段裏へのもぐり込み、突出看板などの高さや構造に配慮する。 • 日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に留意する。 • 弱視者は、人により視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮する。色の組み合わせ等は、色覚障害者にも配慮する。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 聴覚障害者は、通常、外見からわかりづらいため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。 • 視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせて連続的に整備するよう配慮する。 • 緊急時等では、視覚によるほか振動などにより伝達できるよう配慮し、緊急誘導などは連続的に行う。 • 視覚による設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用を配慮する。 • 足音が聞こえないため、出会い頭に人と衝突しないように、階段の踊場など死角が生じる場所には鏡を設ける。
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 内部障害者の多くは、外見が健常者と変わりなく見えるため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。 • 疲れやすい人が多いため、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に配慮する。 • 腹部に人工的な排泄のための孔（ストーマ）を造設した人（オストメイト）は、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要である。 • ペースメーカー使用者では強い電磁波による誤動作の心配がある。
知的障害者、 発達障害者、 高次脳機能 障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）に配慮する。 • 機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。 • 受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。 • コミュニケーションに際しては、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく説明することが必要である。

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・リラックスできる環境づくりに配慮する。 ・休憩できる場所を設けるよう配慮する。
一時的な移動制約者 (妊産婦やけが人など)	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。 ・妊婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。 ・松葉杖使用者は幅の狭いところでは歩行が困難であり、一定のスペースが必要である。また、杖の先が滑ると危険であるため、路面の仕上げに留意する。
子ども連れ (乳幼児連れやベビーカー使用など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。 ・おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。 ・乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩や授乳できる場所を設けるよう配慮する。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。 ・安全に対する認識ができずに動き回るため、不用意な突起物、段などを設けないよう留意する。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・外国からの旅行者や、重い荷物を持った人が、一時的に施設を利用することが困難な場合があるため、適宜休憩スペースなどを配慮する。 ・情報伝達上の配慮が必要である。特にサイン等では外国語標記が必要となる。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
補助犬使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬を使用して移動するため、床面は平坦な仕上げとし、出入口の幅員に配慮する。 ・補助犬の排泄スペース、休憩スペース等にも配慮する。

【参考文献】

- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（横浜市健康福祉局、平成 25 年 10 月）
- ・みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック（神奈川県保健福祉部、平成 22 年 3 月）
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
（国土交通省、平成 25 年 10 月）

(5) バリアフリー基本構想の検討体制

ア 検討体制

基本構想策定に際しては、高齢者・障害者等の移動や施設利用の実態を踏まえ、そのニーズに的確に対応した構想を作成することが求められる。また、バリアフリー化のための事業の実施主体となる公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などの協力が必要となる。

これらを踏まえ、横浜市では、下記図 1-3 に示す体制で基本構想に係る事項の検討を行っており、本基本構想策定にあたっては、十日市場駅周辺地区部会を設置し検討を進めた。

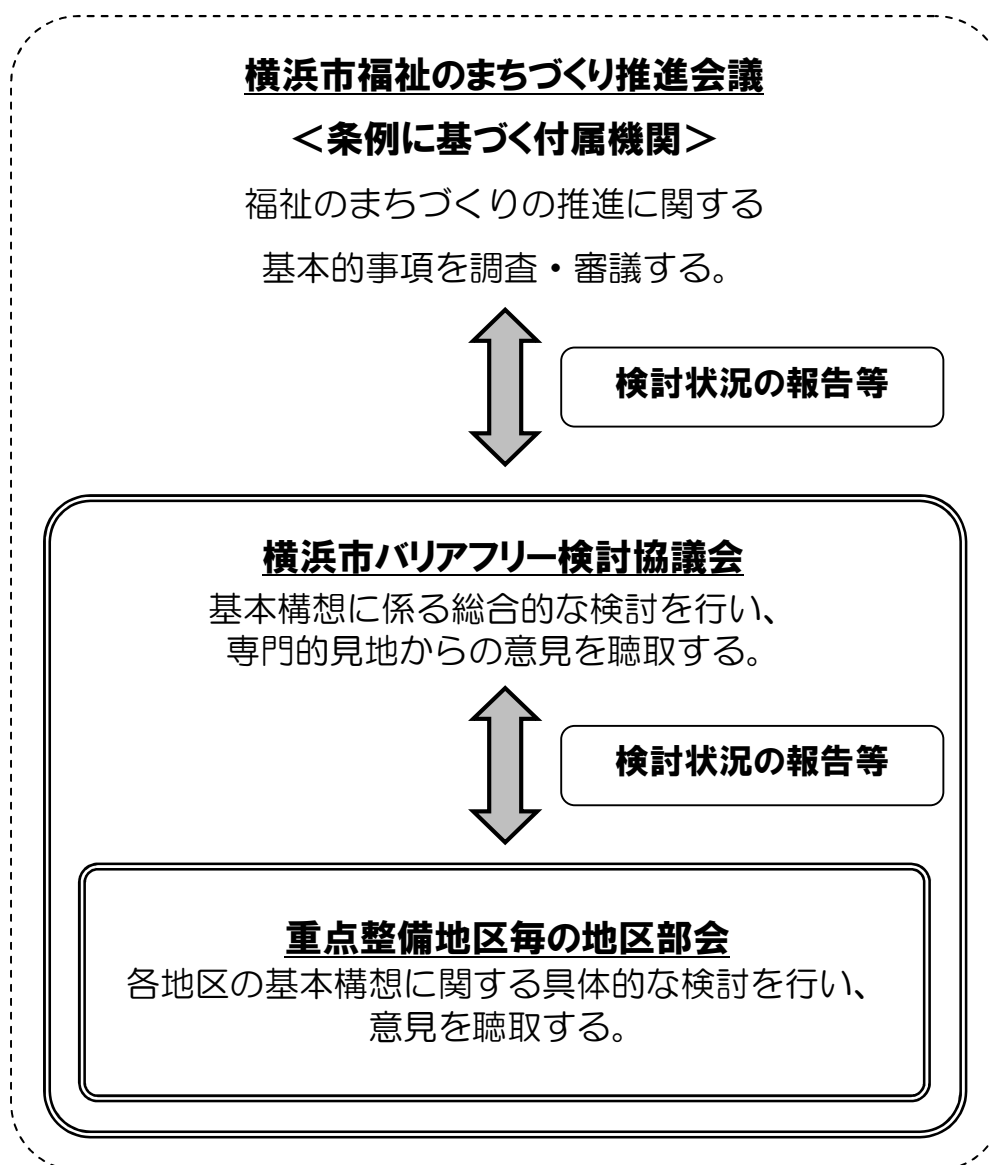


図 1-3 横浜市における基本構想の検討体制

イ 地区部会の参加団体

表 1-2 地区部会の参加団体

1	学識経験者	神奈川県工学部建築学科
2	福祉関係団体等	社会福祉法人横浜市緑区社会福祉協議会
3		横浜市十日市場地域ケアプラザ
4		NPO法人グリーンママ
5		老人福祉センター横浜市緑ほのぼの荘
6		NPO法人みどり福祉ホーム
7		緑区肢体障害者福祉協会
8		緑区視覚障害者福祉協会
9		みどり地域活動ホームあおぞら
10		NPO法人中途障害者地域活動センター緑工房
11		地域代表
12	十日市場団地連合自治会	
13	事業者	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 総務部
14		神奈川県緑警察署
15		横浜市道路局道路部施設課
16		横浜市緑区緑土木事務所
17	行政関係者	横浜市建築局住宅部住宅再生課
18		横浜市緑区福祉保健センター福祉保健課
19		横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課
20	事務局	横浜市緑区総務部区政推進課
21		横浜市道路局計画調整部企画課

ウ バリアフリー基本構想検討の流れ

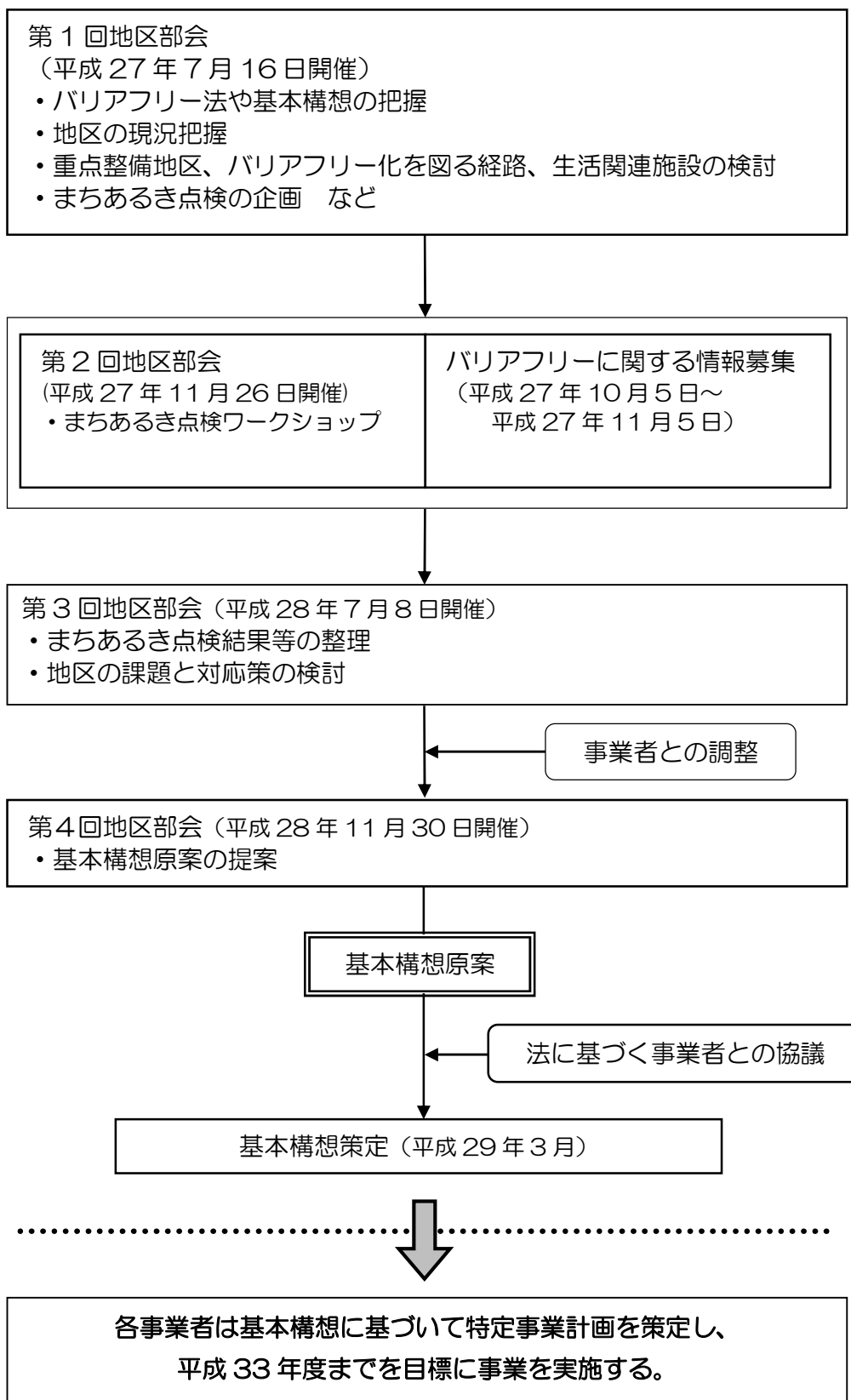


図 1-4 バリアフリー基本構想検討フロー

2 十日市場駅周辺地区の概況

(1) 位置及び特性

十日市場駅周辺地区は、横浜市の北西部、緑区の北西に位置している。地区には環状4号線に隣接しているJR横浜線十日市場駅の1路線1駅がある。また、駅の南側にはバスターミナルが整備され、環状4号線を利用し青葉台方面、若葉台方面など23系統のバスが発着している。

十日市場駅を中心とし南部には、公共施設や大規模団地「十日市場ヒルタウン団地・横浜若葉台団地・霧が丘団地等」が建ち並んでいる他、小中学校や高校、大学等が立地している学園都市でもあるため、十日市場駅利用者には学生・生徒も多く見られる。

また、横浜市が推進している環境未来都市計画「持続可能な住宅地モデルプロジェクト」の中で、緑区十日市場町周辺地域において「超高齢化や環境に配慮した持続可能な住宅地モデルの構築」を進めており、今後の発展が大いに期待される地区となっている。

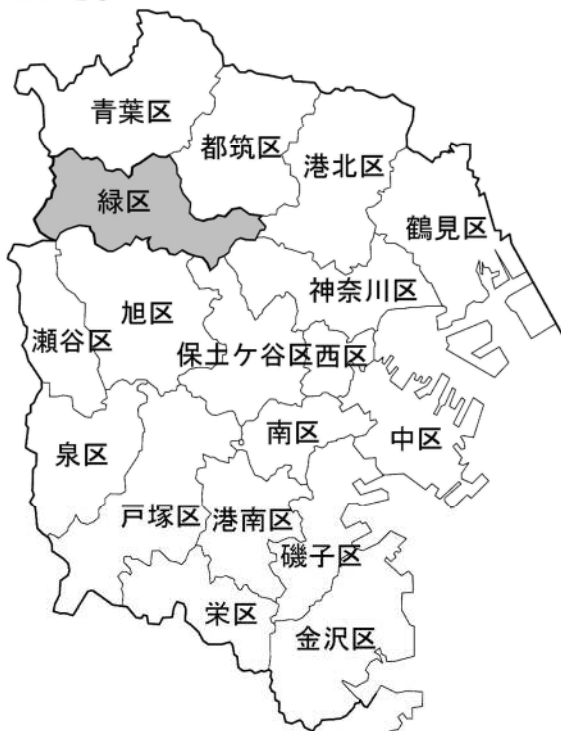


図 2-1 緑区の位置

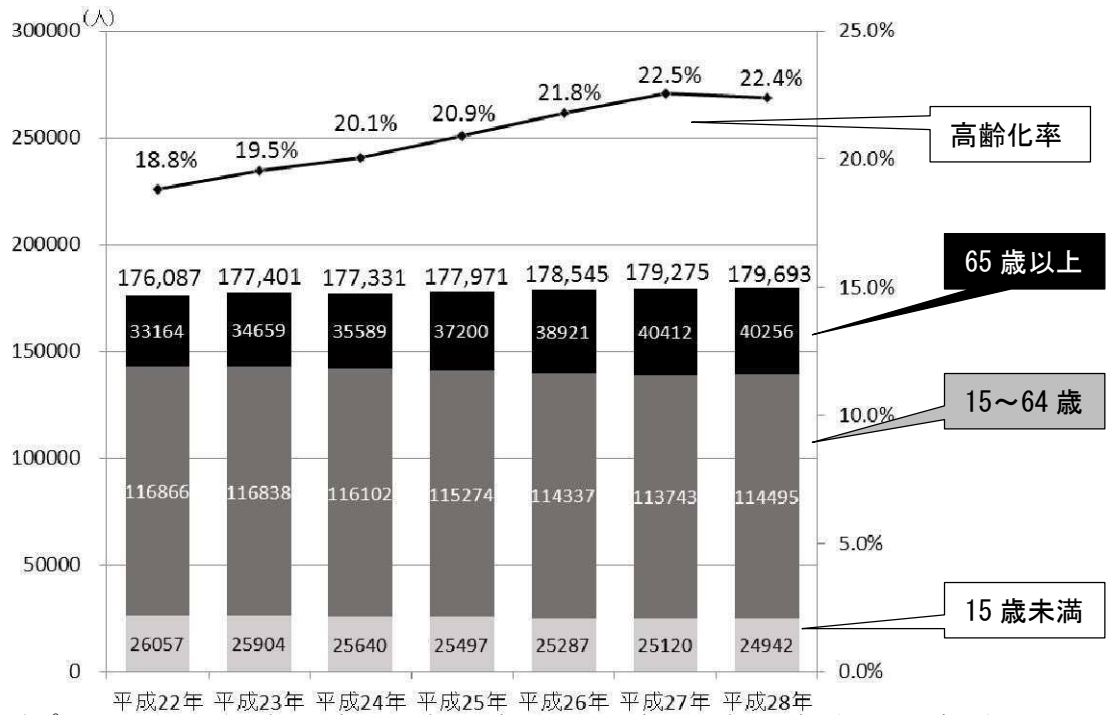


図 2-2 十日市場駅周辺地区の位置

(2) 人口

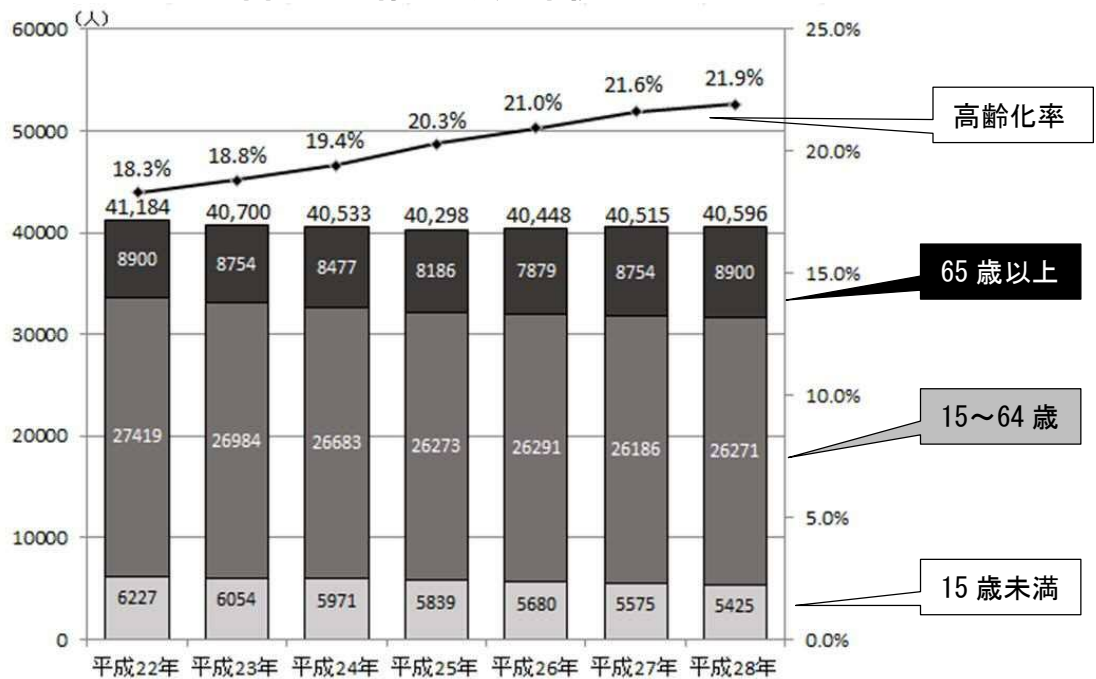
緑区の人口は、平成 28 年 3 月現在 179,693 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 40,256 人、高齢化率は 22.4%となっている。人口は、ほぼ横ばいだが、高齢化率は平成 22 年度の 18.8%から 3.6 ポイント上昇しており、高齢化が進行している。

十日市場駅周辺地区^(※)の人口は、平成 28 年 3 月現在 40,596 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 8,900 人、高齢化率は 21.9%となっている。人口の増減は、ほぼ横ばいだが、高齢化率は平成 22 年の 18.3%から 3.6 ポイント上昇しており、緑区全体と同様に駅周辺地区の高齢化も進行している。



資料:横浜市統計ポータルサイト(平成 22 年~平成 27 年は 9 月現在。平成 28 年は 3 月現在。)

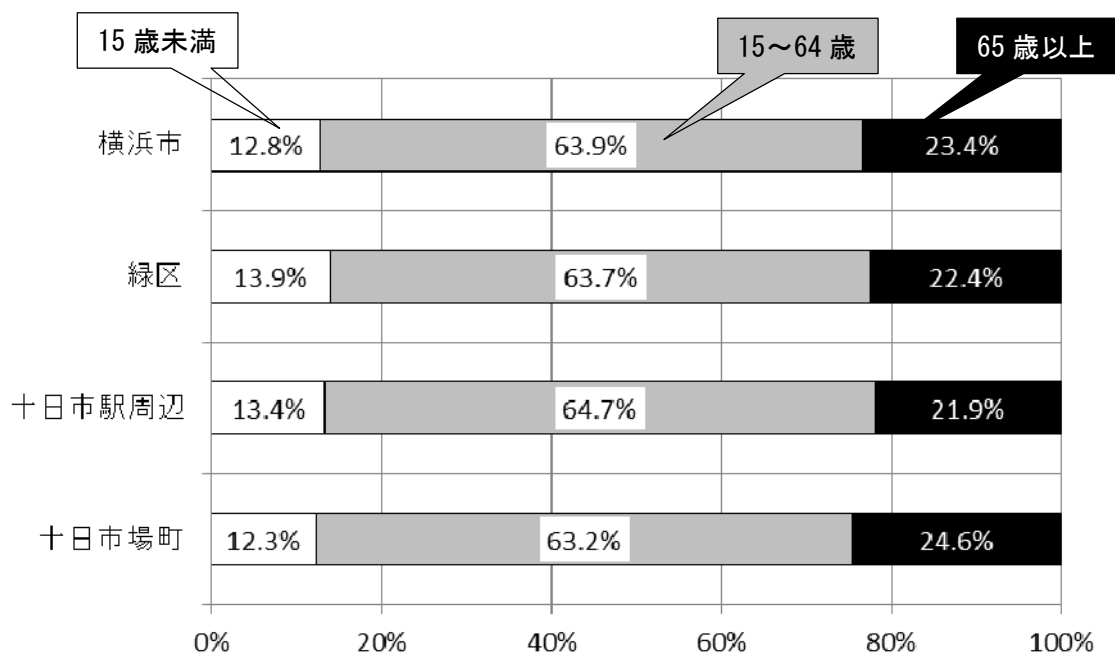
図 2-3 緑区の人口推移



資料:横浜市統計ポータルサイト(平成 22 年~平成 27 年は 9 月現在。平成 28 年は 3 月現在。)

図 2-4 十日市場駅周辺地区の人口推移

年齢別人口構成比は、平成 28 年 3 月現在、十日市場駅周辺地区を、横浜市と緑区で比較を行うと、ほぼ同等の構成比となっている。しかし、十日市場町のみで、緑区と比較を行うと、15 歳未満は約 1.6 ポイント低く、65 歳以上は約 2.2 ポイント高くなっており、十日市場町の少子高齢化が進行している。



資料：横浜市統計ポータルサイト（平成 28 年 3 月現在）

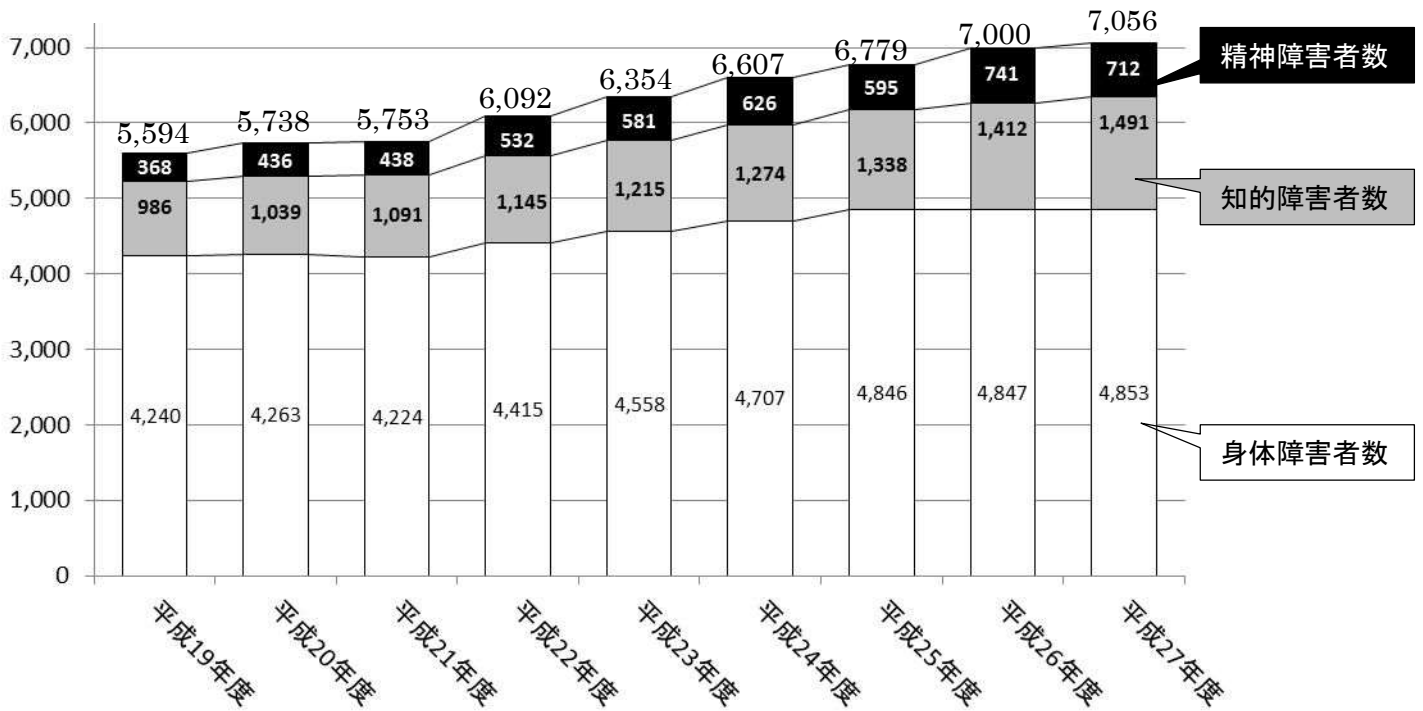
図 2-5 年齢別人口構成比

※ 十日市場駅周辺地区とは、十日市場駅から概ね 1 km の範囲とし、地区の人口はその範囲に含まれる緑区（いぶき野、霧が丘一丁目、小山町、十日市場町、長津田みなみ台七丁目、新治町、西八朔町）青葉区（さつきが丘、しらとり台）の計 9 つの町の人口合計値とする。

(3) 障害者数

緑区の障害者数は年々微増しており、平成27年度末現在では身体障害者が4,853人、知的障害者が1,491人、精神障害者が712人である。

なお、身体障害者数については「身体障害者手帳」交付状況、知的障害者数については「愛の手帳」(療育手帳)交付状況、精神障害者数については「精神保健福祉手帳」交付状況からそれぞれ人数を算出している。



資料：横浜市緑区統計情報

図 2-6 緑区障害者数の推移

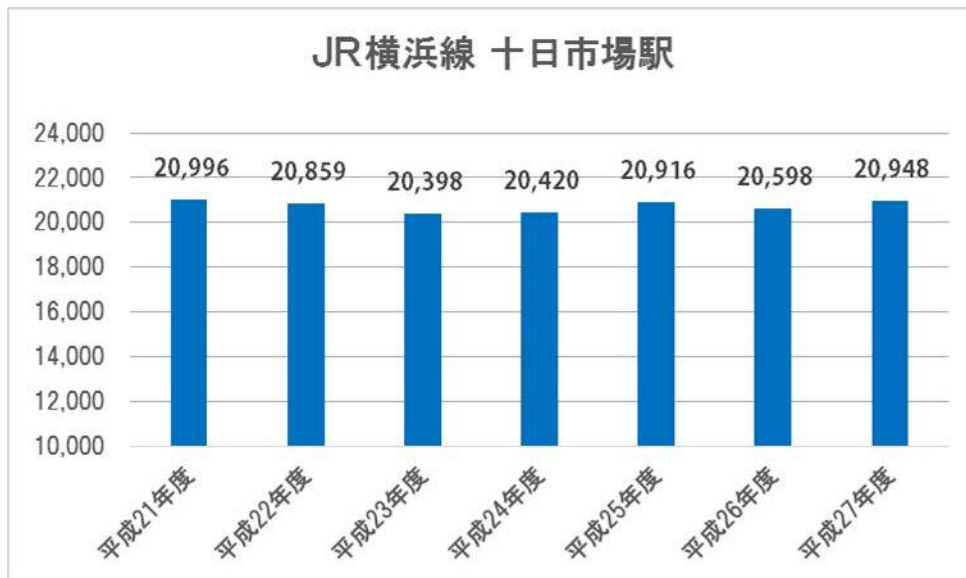
(4) 公共交通機関
ア 鉄道

十日市場駅周辺地区には、JR 横浜線十日市場駅の 1 路線 1 駅がある。



図 2-7 緑区周辺路線図

十日市場駅の一日平均乗客数は、20,948 人/日（平成 27 年度）となっている。
平成 21 年度からの一日平均乗客数の推移を見ると、ほぼ横ばいとなっている。
また、一日平均乗降客数は、41,896 人/日（平成 27 年度）となっている。

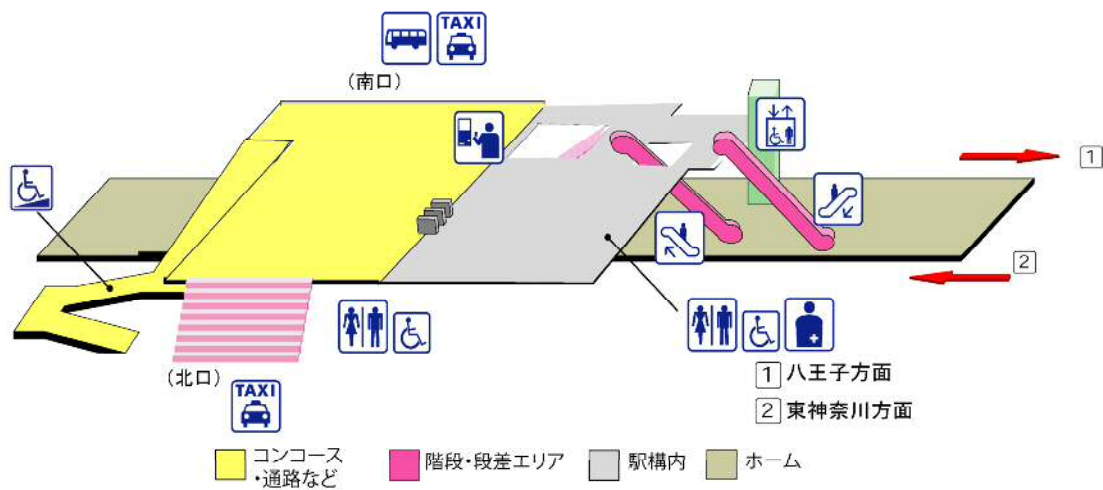


資料：横浜市統計ポータルサイト

図 2-8 十日市場駅の一日平均乗客数の推移

【JR 横浜線 十日市場駅のバリアフリー状況】

○構内図



マーク説明

	きっぷ売り場		乗り場 バスのりば		多機能トイレ 車いす対応
	改札階上りエスカレーター		乗り場 タクシーのりば		多機能トイレ オストメイト対応
	ホーム階下りエスカレーター		車いすスロープ		
	車いす対応エレベーター		男女別トイレ		

資料：横浜市健康福祉局

図 2-9 JR 横浜線十日市場駅のバリアフリー状況

イ バス

十日市場駅周辺地区では横浜市営バス・東急バス・神奈川中央交通バスが運行されている。

横浜市営バスは路線が16系統あり、東急バスは4系統、神奈川中央交通バスは3系統ある。

十日市場駅を經由するバスの本数は、緑区内を走るJR横浜線4駅（鴨居駅・中山駅・十日市場駅・長津田駅）のうち、最多となっている。

各社の運行状況は下記の表、及び次頁の路線図のとおりである。

(表2-1、表2-2、表2-3、図2-10)

表2-1 十日市場駅発着のバス運行状況(横浜市営バス)

乗場	系統	行き先	経由
横浜市営バス			
1	番	23	若葉台中央
			郵便局前
2	番	65	若葉台中央
			近隣公園前・保育園前
			近隣公園前・地区公園
3	番	23	長津田駅
			奈良北団地折返場
			上の原
			上の原・長津田駅・田奈駅・こどもの国
	55	若葉台中央	
		ヴィンテージ前	
	345(急行)	若葉台中央	
		星槎中学高校前	
	ふれあいバス (緑区・十日市場地区)	中山駅前 十日市場駅前	ヒルタウン中央
4	番	23	三保中央
			新治町・杉沢
		23	中山駅前
		新治町	
	ふれあいバス (緑区・十日市場地区)	中山駅前	新治町
5	番	深夜	若葉台中央 星槎中学高校前
			十日市場駅前・若葉台近隣公園前・地区公園
6	番	23	青葉台駅
			青葉台営業所前
		23	青葉台駅
			青葉台営業所前
		55	青葉台駅
		青葉台営業所前	
	345(急行)	青葉台駅	十日市場駅前
	65	青葉台駅	青葉台営業所前
7	番	23	奈良北団地折返場
			稲荷前経由

表2-2 十日市場駅発着のバス運行状況(東急バス)

乗場	系統	行き先	経由
東急バス			
1	番	青23	若葉台中央
			郵便局前・霧が丘高校前
5	番	101 (無料送迎バス)	横浜新緑総合病院
		青23(深夜バス)	若葉台中央
			郵便局前・霧が丘高校前
6	番	青23	青葉台駅

表2-3 十日市場駅発着のバス運行状況(神奈川中央交通バス)

乗場	系統	行き先	経由
神奈中バス			
1	番	23	若葉台中央
			霧が丘センター前(十日市場駅発)
		境21	三ツ境駅北口
			近隣公園前 若葉台(十日市場駅発)
	峰02	鶴ヶ峰駅	若葉台中央(十日市場駅発)

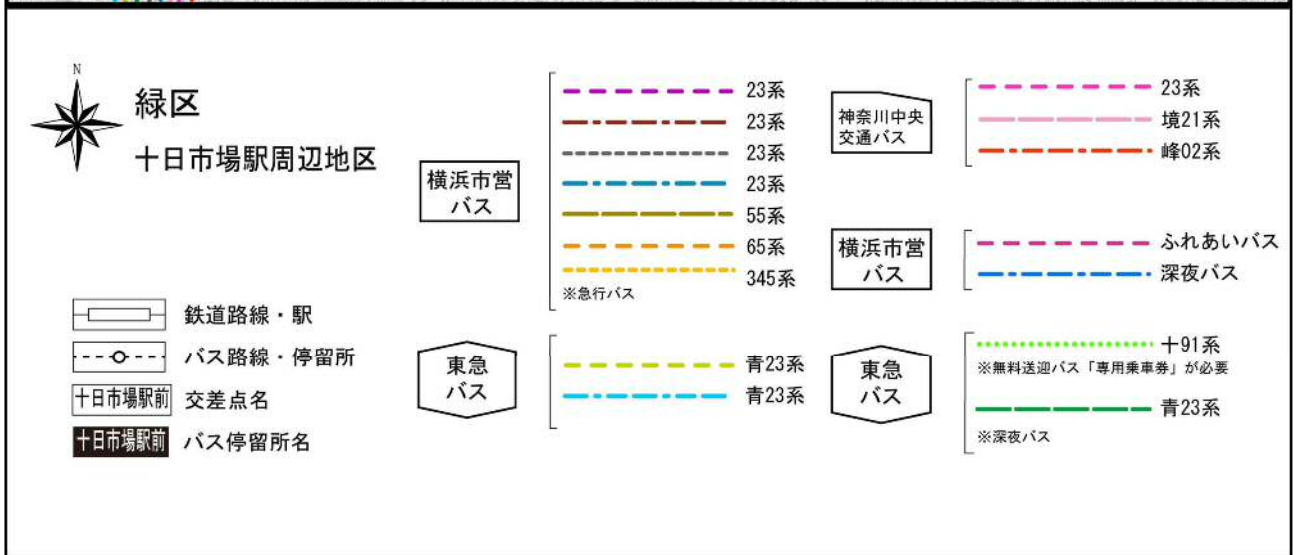
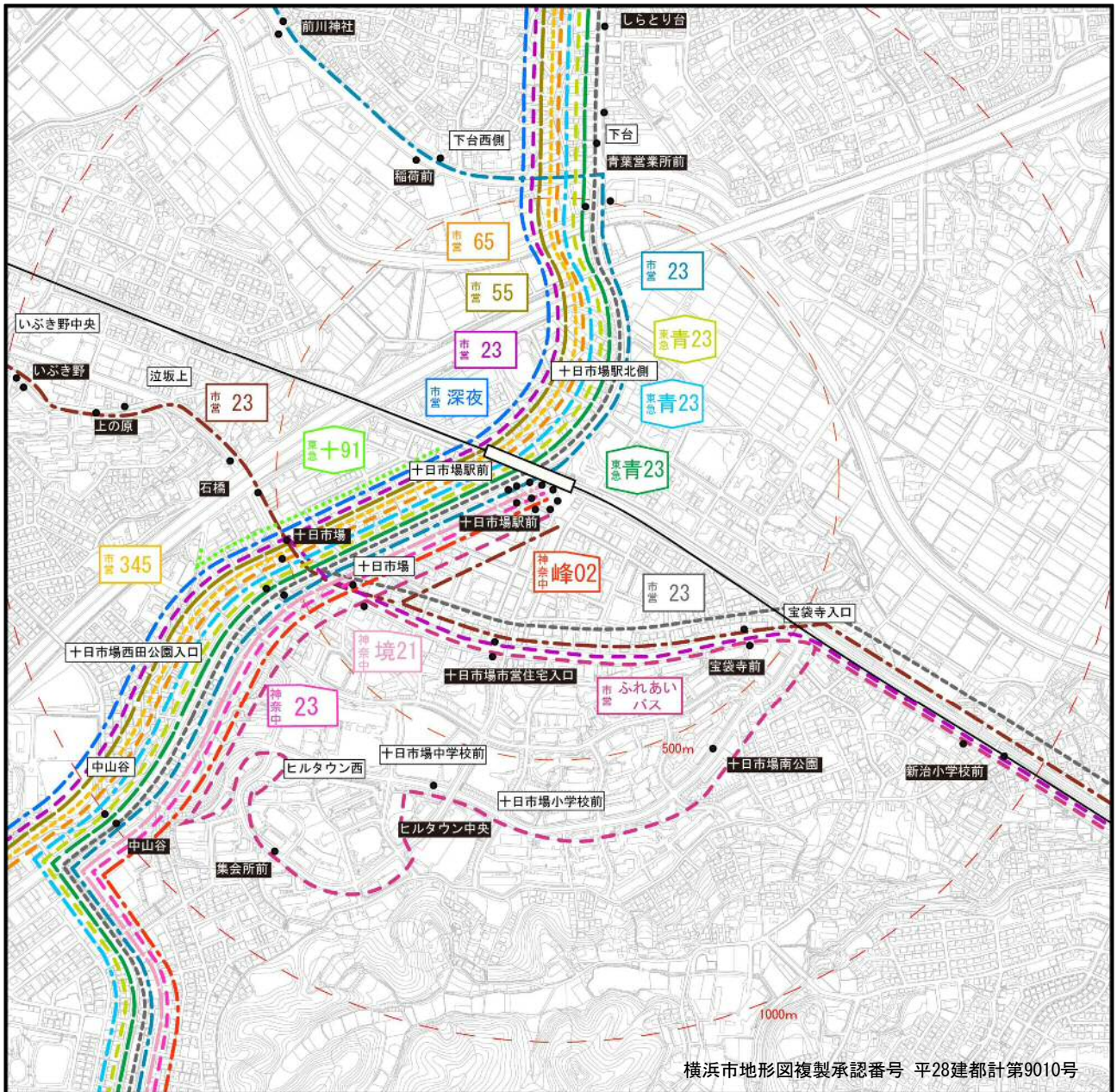


図 2-10 十日市場駅周辺のバス路線網図

(5) 施設の分布状況

JR 横浜線十日市場駅から概ね半径 1 km の範囲にある主要な施設を、下記の表 2-4、次頁の図 2-11 に示している。

十日市場駅周辺には、地区センターなどの文化施設や商業施設、金融機関等も位置している。

表 2-4 十日市場駅周辺の主な施設

種別	施設名	駅からの距離	施設数
		十日市場駅	
旅客施設・駅前広場	十日市場駅	0 m	3
	十日市場駅南口バスロータリー	0 m	
	十日市場駅北口ロータリー	0 m	
官公庁等行政施設	緑土木事務所	200 m	1
文化施設	十日市場地区センター	200 m	4
	複合施設(横浜市緑図書館)	200 m	
	十日市場スポーツ会館	600 m	
	緑テニスガーデン	1000 m	
医療施設	医療法人社団三喜会横浜新緑総合病院	700 m	1
特定路外駐車場	—		
福祉施設	みどり福祉ホーム	200 m	17
	複合施設(横浜市緑ほのぼの荘(老人福祉センター))	200 m	
	緑区地域子育て援拠点いっぽ	200 m	
	複合施設(横浜市十日市場地域ケアプラザ)	200 m	
	小規模多機能型居宅介護りんどう	400 m	
	はびね横浜	200 m	
	ジョイライフ十日市場	200 m	
	メディカルコア十日市場	300 m	
	レストヴィラ十日市場	200 m	
	未来倶楽部十日市場	800 m	
	ピアノ	400 m	
	第2ピアノ	400 m	
	ひかり苑	600 m	
	ほっと・館 花	900 m	
	エーデルワイス	900 m	
シリウス	900 m		
第2シリウス	900 m		
特別支援学校	—		
公園	新治里山公園	800 m	1
商業施設	そうてつローゼン十日市場店	200 m	2
	ダイエー十日市場店	200 m	
金融機関	横浜十日市場郵便局	400 m	4
	みずほ銀行十日市場支店	100 m	
	横浜銀行十日市場支店	100 m	
	横浜信用金庫十日市場支店	200 m	
保育施設	横浜市十日市場保育園	600 m	8
	十日市場のぞみ保育園	100 m	
	十日市場こども園	600 m	
	グローバルキッズ十日市場園	200 m	
	みどりさくら保育園	500 m	
	十日市場南こども園	700 m	
	新治保育園	700 m	
	しらとり台保育園さつきが丘	1000 m	
持続可能な住宅地モデルプロジェクト	緑区十日市場町周辺地域	400 m	1

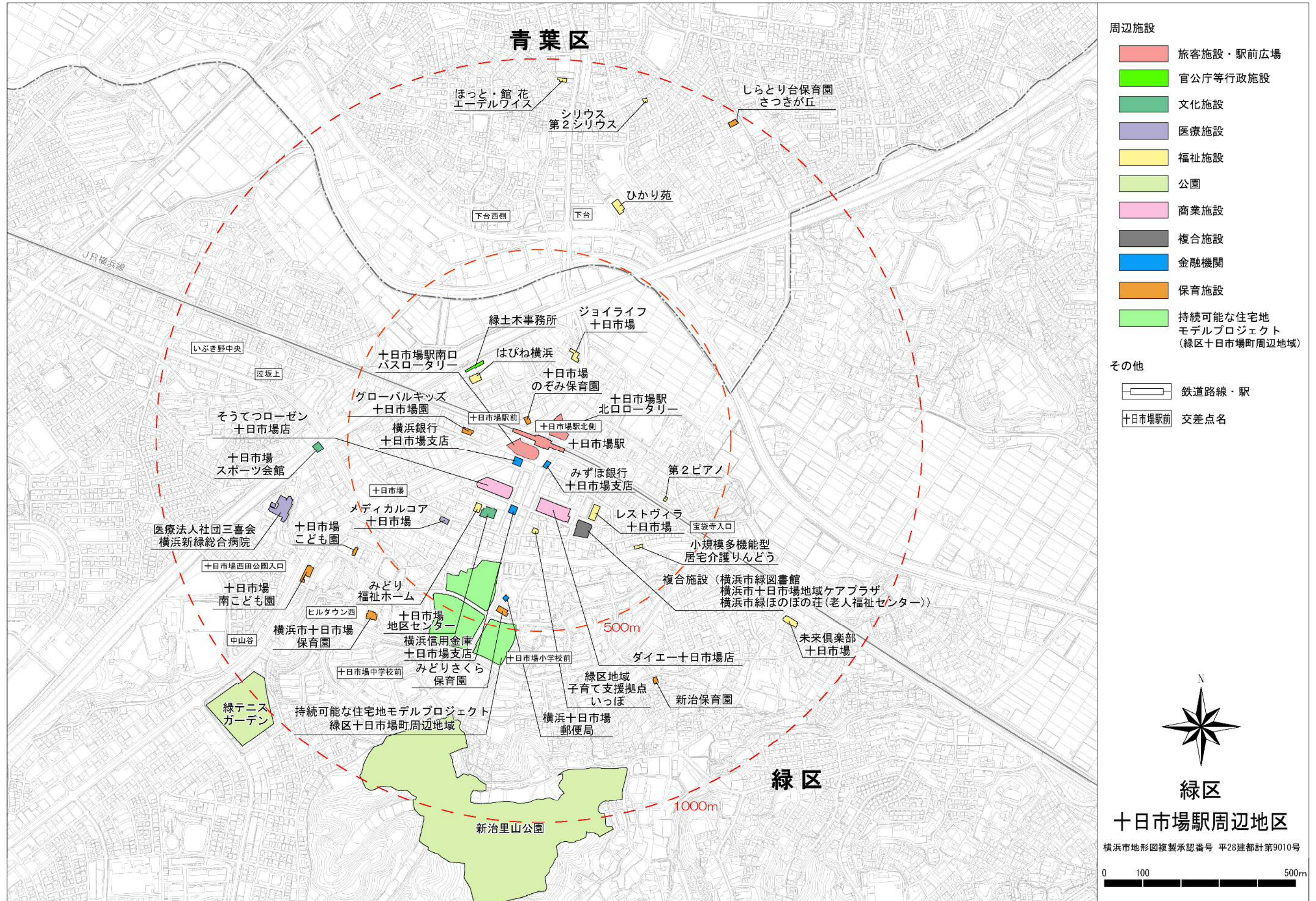



図 2-11 十日市場駅周辺の現況

(6) 上位・関連計画等

ア 基本構想の位置づけ

本基本構想は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「横浜市福祉のまちづくり条例」等の関連する法令や条例、都市計画マスタープランや地域福祉保健計画等の関連計画と整合を図った構想としている。

<p>バリアフリー法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 平成 18 年 12 月施行・平成 26 年 6 月 13 日最終改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 	<p>横浜市福祉のまちづくり条例 平成 10 年 1 月施行・平成 24 年 12 月全部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくりについて、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 14 条第 3 項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物等を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人間性豊かな福祉都市の実現に資することを目的とする。
---	---

根拠法 

関連法令 

バリアフリー基本構想 十日市場駅周辺地区

【バリアフリー法第二十五条第一項】

- 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

 関連計画

<p>中期 4 か年計画 平成 26 年 12 月</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期 4 か年計画は、横浜の未来を切り拓いていくため根幹となる政策の方向性を共有することにより、あらゆる方々の知恵や力の結集、様々な主体との協働などを通して、オール横浜で「横浜市基本構想」(長期ビジョン)の実現を目指していくための計画である。 	<p>都市計画マスタープラン</p> <p>全体構想 (平成 25 年 3 月改定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランとは、市町村の都市計画に関する基本的な方針となるもので、横浜市では平成 12 年に策定され、平成 25 年に改訂された。 <p>【都市計画マスタープランが担う役割】</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市づくりの基本理念や都市づくりの目標等を定めることにより、都市計画を定める際の指針とする。 土地利用や都市施設整備など都市計画に関する方針や情報等をまとめ、市民にお知らせする。 都市づくりの目標等を市民と共有することにより、まちづくりに多様な主体が参画する機会を促す。 <p>緑区プラン (平成 26 年 12 月 25 日改定)</p>	<p>地域福祉保健計画</p> <p>第 3 期 横浜市地域福祉保健計画 (平成 26 年 3 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関(行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等)が福祉保健などの地域の問題解決に協働して取り組み、身近な地域での支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、策定・推進するものである。 <p>第 3 期緑区地域福祉保健計画 みどりのわ・ささえ愛プラン(平成 28~32 年度) 基本理念 「誰もが安心して暮らし続ける緑区をめざして」～一人ひとりが主役・共に支えあうつながりのあるまちづくり～</p>
--	---	--

図 2-12 基本構想の位置づけ

イ 関連計画

持続可能な住宅地モデルプロジェクト（緑区十日市場町周辺地域）の概要について

1 事業の目的

横浜市では、高度経済成長期に急速に市街化が進んだ郊外部に 200 万人を超える市民の皆様が住んでいる。その郊外部では、大規模団地等の住宅の老朽化、高齢化、コミュニティの希薄化等が顕在化しており、今後更に深刻化していくことが予想されている。そのため、将来を見据え、これらの課題に対応するリーディングプロジェクトとして、地域特性の異なる4つのモデル地区を指定し、地域住民や民間企業等と連携した郊外住宅地再生の取組を進めている。

その一つである「緑区十日市場町周辺地域」において、「市有地を活用した住民・企業・行政等のまちづくりのモデルケース」として「郊外住宅地の再生」のモデルを創り上げ、その成果を横浜市内に展開することを目指している。

2 対象地の概要



---: 緑十日市場住宅団地地区

所在地	緑区十日市場町 1501 番 7 外		
交通	JR 横浜線十日市場駅まで徒歩約 5 分 (横浜駅まで約 30 分)		
市有地の概要	20 街区	21 街区	22 街区
	約 1.47ha	約 0.85ha	約 1.14ha
	売却	定期借地 (50 年)	未定
	約 23.6 億円	約 200 万円/月	未定
都市計画による制限	用途地域	第 1 種中高層住居専用地域 (22 街区の一部 準住居地域)	
	建ぺい率	60%	
	容積率	150% (22 街区の一部 200%)	
地区計画	緑十日市場住宅団地地区 地区計画 (平成 28 年 7 月 5 日告示)		

3 これまでの経緯

年月	内容
平成 5~18 年度	十日市場住宅団地地区 (約 39.2ha) において、 市営住宅の建て替えに併せて UR 都市機構住宅 も複合的に整備。(市営住宅: 2334 戸、UR 都市機構住宅: 549 戸)
平成 23 年 12 月	「横浜市環境未来都市計画」の主要な取組「 持続可能な住宅地モデルプロジェクト 」に本事業を位置づけ
平成 26 年 12 月	事業者を企画提案型で公募
平成 27 年 7 月	東京急行電鉄株式会社、東急不動産株式会社、NTT 都市開発株式会社 の 3 社による共同企業体を事業者として選定
平成 28 年 3 月	十日市場センター地区の目標や 20 街区、21 街区の具体的な取組を定め、事業者と 50 年間の事業実施協定 を締結

4 本事業の特徴

- (1) **市有地を活用**する事業者を企画提案型で公募し、民間企業の高い意欲や技術力を活用
- (2) 他のモデル地区の取組を集大成し、**郊外部の再生・活性化モデルの実現**
- (3) 横浜市と事業者による **50 年間継続するまちづくりの取組**

5 20、21街区の取組の内容

(1) 多様な住まいと地域交流の実現

20街区・多世代向け分譲住宅 約300戸

21街区・サービス付高齢者向け賃貸住宅 約200戸
 ・高齢者優良賃貸住宅 約30戸
 ・戸建て住宅 約10戸

両街区・生活支援サービス施設
 コミュニティスペース、保育所、
 デイサービス施設、ミニスーパー等

(2) 地域のシンボル空間となる広場

- ・道路沿いの歩行者空間と交流施設等により賑わい空間の創出
- ・地域に開かれた広場の創出
- ・積極的な緑化（緑化率 約25%）

(3) 持続可能なまちの仕組みづくり

①エリアマネジメント ⇒ 十日市場町周辺地域

- ・周辺の自治会町内会や企業、行政と協働するエリアマネジメント組織の立上げや人材育成を専門家が支援
- ・様々なイベントを通じた多世代交流や地域交流、防災や福祉、清掃活動など地域づくり
- ・地産地消の市場の開催等、地域の魅力向上と発信

②住まいのマネジメント ⇒ 十日市場駅勢圏

- ・暮らしの相談窓口を設け、地元事業者と協働して住まいに関する総合的なサポートを実施
- ・県住宅供給公社やUR都市機構等と連携し、住み替えや近居、隣居を誘導

③エネルギーのマネジメント ⇒ 十日市場センター地区

- ・太陽光パネルの設置や環境性能の高い建物等を整備
- ・入居者の省エネ行動に対するメリットの創出や、HEMSなどを活用した、センター地区の全てのエネルギー量の見える化による省エネ活動の促進



『地域の人・資源などの魅力を育む十日市場ブランドの創造』

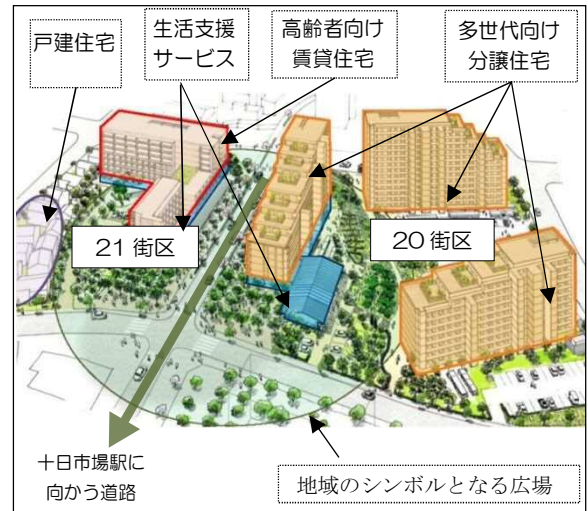
6 20、21街区の今後のスケジュール

平成28年度 土地の契約、地産地消の市場など周辺住民による先行的な取組開始

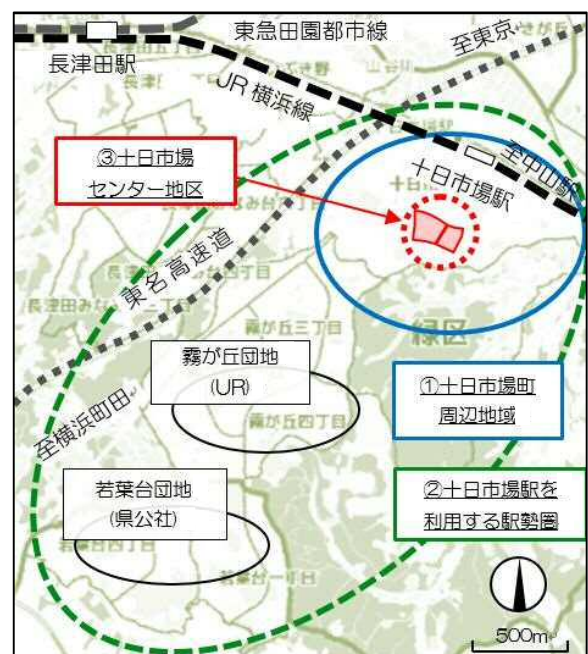
平成29年度 工事着工、入居希望者や周辺住民を対象としたプレイベントなどの取組開始

平成31年度 竣工、エリアマネジメント開始

【図1】 施設構成



【図2】 位置図



3 重点整備地区の設定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設をいう。

バリアフリー法に基づき、本基本構想では、主として以下に示す条件を満たす施設を生活関連施設として選定する。

- ① 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人がよく利用する施設であること。
- ② その施設へ至る手段が、主に十日市場駅からの徒歩であること。

(2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法に基づき、本基本構想では、鉄道駅と生活関連施設を結ぶ経路のうち、地区内の歩行者の主要な動線、現状の歩道の状況などを参考に、特にバリアフリー化する必要性が高い経路を生活関連経路として設定する。

(3) 重点整備地区の範囲設定

重点整備地区とは以下の要件を満たす地区をいう。

- ・地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区
 - ・生活関連施設が3以上所在する地区
 - ・当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区
 - ・重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区
- また、重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定める必要がある。

上記を踏まえ、本基本構想で設定する生活関連施設、生活関連経路、及び重点整備地区を **表 3-1**、**図 3-1** に示す。

表 3-1 生活関連施設の一覧及び概要

種別	番号	施設名	施設の概要
旅客施設・駅前広場	1	十日市場駅	<ul style="list-style-type: none"> ・1日平均乗車人員が20,948人の特定旅客施設である。(平成27年度) ・1面2線の島式ホームの地上駅である。 ・エレベーター、多機能トイレが設置されており、出入口からホームまでバリアフリー経路が確保されている。
	2	十日市場駅南口バスロータリー	<ul style="list-style-type: none"> ・十日市場駅南口の改札を出て正面にあり。 ・横浜市営バス・東急バス・神奈川中央交通が路線バスを運行している
	3	十日市場駅北口ロータリー	<ul style="list-style-type: none"> ・十日市場駅北口の改札を出て正面にあり。 ・一般車のロータリーがある。 ・タクシー専用のロータリーがあり。
文化施設	4	十日市場地区センター	<ul style="list-style-type: none"> ・十日市場駅から徒歩4分。 ・1階に図書コーナー・プレイルーム・小会議室B・体育室、2階に音楽工芸室・料理室・小会議室A・中会議室・和室・娯楽コーナーがあり、各種講座やイベントも開催されている。
	5	複合施設(横浜市緑図書館・横浜市十日市場地域ケアプラザ・横浜市緑ほのぼの荘(老人福祉センター))	<ul style="list-style-type: none"> ・十日市場駅南口から徒歩4分。最寄バス停は市営・東急・神奈中バス「十日市場駅前」。市営バス「十日市場市営住宅入口」。 ・1階に横浜市緑図書館があり、地域ケアプラザ・横浜市緑ほのぼの荘(老人福祉センター)が併設されている。 ・様々な展示・講座等が開催されている。 ・駐車場(身障者用)が用意されている。
			<ul style="list-style-type: none"> ・「あらゆる人の尊厳を守り、常に人が人として文化的生活を営めるよう、その自立に向けた支援に努める」という基本理念のもと福祉事業を展開している。(横浜市十日市場地域ケアプラザ) ・地域の「すこやかな老後、すこやかな成長、すこやかな生活」を実現することを目的に、積極的な事業の展開に努めている。(横浜市緑ほのぼの荘(老人福祉センター))
福祉施設	6	緑区地域子育て支援拠点いっぽ	<ul style="list-style-type: none"> ・十日市場駅から徒歩10分。 ・屋外テニスコート・体育室・ミーティング室が備わっており、イベントも開催されている。
	7	みどり福祉ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・重度重複障害者の日中活動、障害児者の生活支援・余暇活動・一時ケア等を行っている。
商業施設	8	そうてつローゼン十日市場店	<ul style="list-style-type: none"> ・1階にはそうてつローゼンがあり、食料品、衣料品、家庭用品等を販売。2階には100円ショップのダイソーがある。
	9	ダイエー十日市場店	<ul style="list-style-type: none"> ・十日市場駅から徒歩3分。 ・1階～3階まであり、ダイエー十日市場店・飲食店や100円ショップ等、複数の店舗から成る。
郵便局	10	横浜十日市場郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・十日市場駅から徒歩7分。 ・駐車場あり。
銀行・信用金庫	11	みずほ銀行十日市場支店	<ul style="list-style-type: none"> ・十日市場駅から徒歩1分。
	12	横浜銀行十日市場支店	<ul style="list-style-type: none"> ・十日市場駅から徒歩2分。
	13	横浜信用金庫十日市場支店	<ul style="list-style-type: none"> ・十日市場駅から徒歩4分。
持続可能な住宅地モデルプロジェクト	14	緑区十日市場町周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ・十日市場駅から徒歩7分。 ・環境未来都市計画の主要な事業「持続可能な住宅地モデルプロジェクト」の取組の一つとして、民間活力の導入や私有地の有効活用等により、十日市場駅勢圏にある周辺大規模団地などを含めた「超高齢化や環境に配慮した持続可能な住宅地モデルの構築」を推奨する。

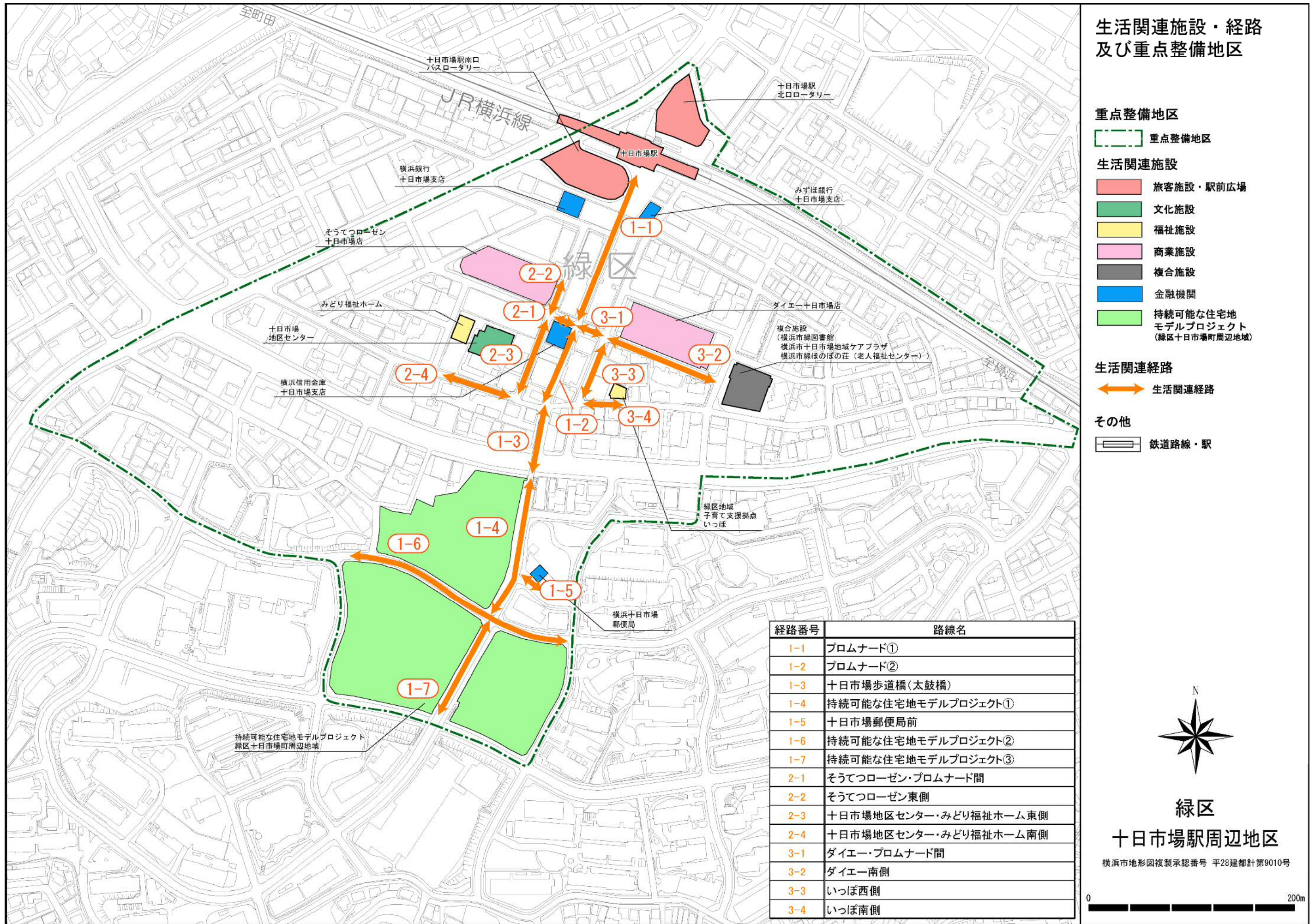


図 3-1 生活関連施設・経路 及び 重点整備地区

4 重点整備地区におけるバリアフリーに関する主な課題

重点整備地区における経路及び施設の、バリアフリーに関する主な課題を以下に示す。バリアフリーに関する課題の把握には、「まちあるき点検ワークショップ」、「バリアフリーに関する情報募集」を実施した。（詳細は資料編参照）

（１） 鉄道駅等のバリアフリーに関する主な課題

- ・ 駅の洋式トイレの数が少ない。
- ・ バス路線案内板の亚克力板が古くなっているため読みづらい。

（２） 道路等のバリアフリーに関する主な課題

- ・ 歩道橋の縦断勾配が大きいため、ベビーカー使用者、高齢者・肢体障害者が利用しづらい。
- ・ 横断歩道前の誘導ブロックが破損しているため、視覚障害者が歩行しづらい。
- ・ 歩道（プロムナード）のブロック舗装が滑りやすく、危険である。

（３） 交通安全施設等のバリアフリーに関する主な課題

- ・ 横断歩道が設置されていない。

（４） 建築物（生活関連施設）のバリアフリーに関する主な課題

- ・ 入口にスロープが設置されていないため、肢体障害者等が利用しづらい。スロープを設置してほしい。
- ・ 入口が勾配になっているため、ベビーカー使用者、肢体障害者等は利用しづらい。

5 十日市場駅周辺地区のバリアフリー化のための事業

(1) 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅、生活関連施設及び生活関連経路など重点整備地区内においてバリアフリー化の整備を進める際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

十日市場駅周辺地区においてバリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物等の整備を実現していくことを目標とする。

ア 鉄道駅等のバリアフリー化

【移動等円滑化された経路の確保】

- ・駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路（移動等円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- ・移動等円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とする。また、他のルートがある場合は、主動線以外についても可能な限り、移動等円滑化された経路を確保することが望ましい。

【安全な階段の整備】

- ・階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

【誘導案内設備の整備】

- ・案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等により情報提供する。
- ・駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。

- ・改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段など鉄道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内*の設置に努める。

※音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば（音声）」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

【使いやすい設備の整備】

- ・エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・多機能トイレを整備する。
- ・乗車券等販売所には、筆談用具を備え、その存在を表示する。

【プラットフォームにおける安全対策】

- ・プラットフォームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ・ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、内方線付点状ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

【職員に対する適切な教育訓練】

- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

イ 道路等のバリアフリー化

- ・生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- ・歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造（適切な勾配・段差や平坦部の確保など）とする。また、雨や雪の場合でも、転倒や車いすのスリップを防ぐため、水たまりができにくく、滑りにくい舗装や構造とする。
- ・案内サイン等は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内サイン等を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。

- ・視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- ・生活関連経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとする。
- ・歩道上においては、はみ出し看板の撤去の指導、放置自転車対策、視覚障害者誘導用ブロックの広報・啓発活動、自転車走行マナー向上に関する広報・啓発活動、工事中のバリアフリー対策の指導等の推進により、安全な歩行空間を確保する。
 なお、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次に示す『生活関連経路（A）』と『生活関連経路（B）』の2つに区分する。

『生活関連経路（A）』

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路。

『生活関連経路（B）』

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）。

■生活関連経路の区分と整備目標

生活関連経路

生活関連経路（A）：基準等に沿った整備を実施または整備がなされている

生活関連経路（B）：可能な限り基準等に沿った整備を実施

ウ 交通安全施設等のバリアフリー化

- 道路横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。
- 歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化、違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進、標識・標示の視認性の確保、また、必要に応じて交通規制を実施する。

エ 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化

- すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう、道路等敷地の外部から施設内までの段差の改修や、キャッチブロック（視覚障害者が歩道を歩く際、目的施設の前に到達したことが分かるよう歩道上に設置した視覚障害者誘導用ブロック）の設置などを行い、移動経路を確保する。
- 施設内においては、高齢者、障害者等すべての人が円滑に水平・垂直移動できるよう努める。
- 高齢者、障害者等すべての人が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため案内情報の設置に努める。
- 一定時間滞在する施設においては、高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置に努める。
- 施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、施設職員の教育訓練の充実を図る。

(2) 特定事業及びその他の事業

5-(1)「事業の基本的な考え方」を踏まえた、バリアフリー化のための具体的な事業として、下記に示す「特定事業」及び「その他の事業」を本基本構想に位置づける。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ・公共交通特定事業 | ： 旅客施設等のバリアフリー化に関する事業 |
| ・道路特定事業 | ： 道路等のバリアフリー化に関する事業 |
| ・交通安全特定事業 | ： 音響式信号機の設置等に関する事業 |
| ・建築物特定事業 | ： 建築物のバリアフリー化に関する事業 |
| ・その他の事業 | ： その他のバリアフリー化に関する事業 |

各事業の事業実施箇所、事業内容は図 5-1 及び 41 頁以降に示すとおりである。

整備の目標時期は、原則として、基本構想策定から5年後の平成33年度までとする。しかし、本基本構想の策定段階において実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、「今後機会を捉えて整備を検討する」ものとする。また、過去から続いている取り組みや、今後も継続していくものについては、「過去から継続している、継続的に実施する」ものとする。

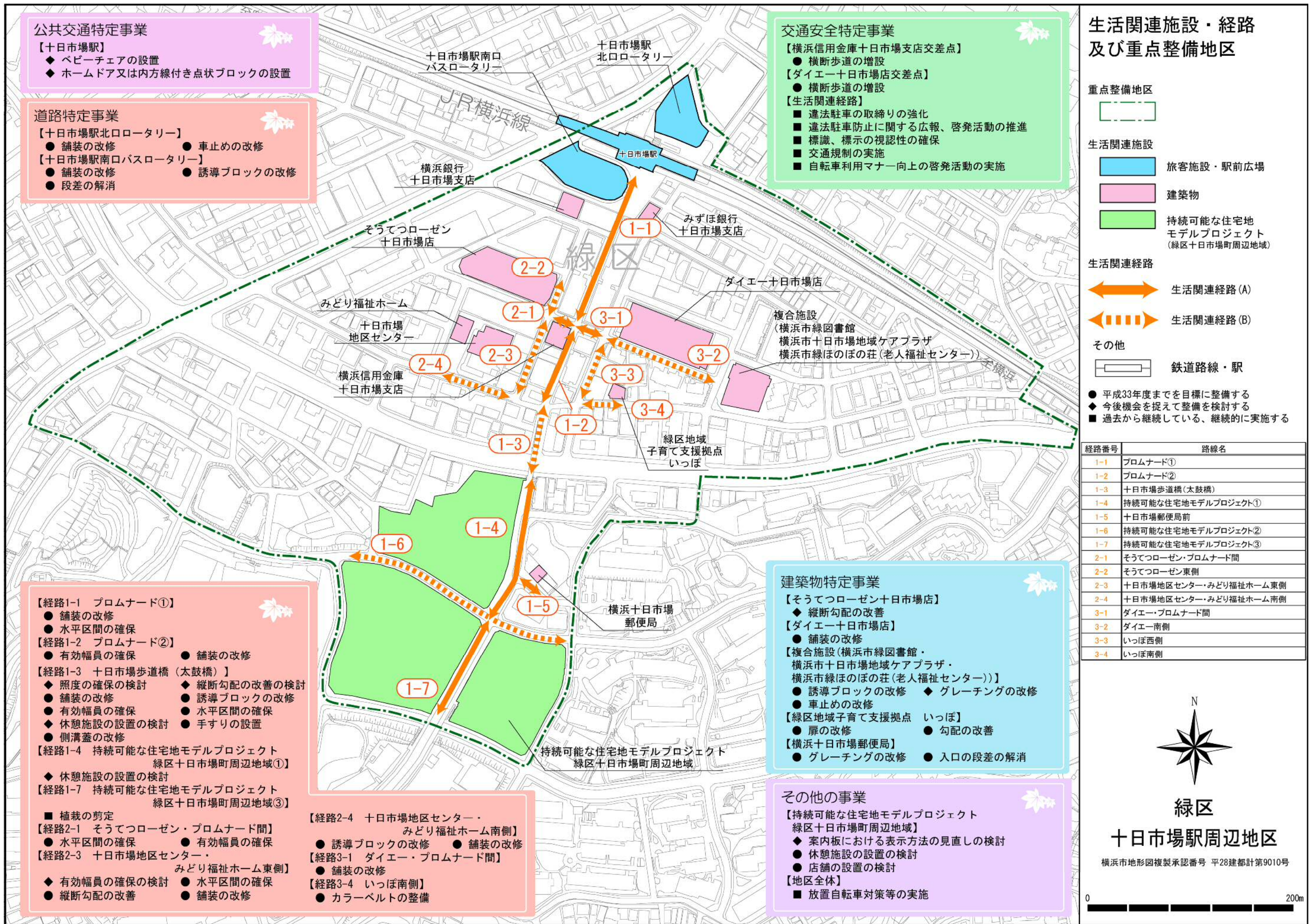
事業の実施にあたっては、次頁に示したバリアフリー関連法令・基準及びガイドライン等に沿った整備を努めることとする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。

なお、ここに示した「特定事業」・「その他の事業」に挙げられていない事業であっても、十日市場駅周辺地区における移動等の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、具体的な検討を行い、バリアフリー化の推進に努めることとする。

【バリアフリー関連法令・基準及びガイドライン等】

名称	発行年／発行者
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 施行令	平成 18 年 12 月 政令
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造 及び設備に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に關す る基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために 誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機 等に関する基準	平成 18 年 12 月 国家公安委員会規則
公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化ガイドライ ン バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)	平成 25 年 10 月 公益財団法人交通エコロジー・モビ リティ財団
公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化ガイドライ ン バリアフリー整備ガイドライン(車両等編)	平成 25 年 10 月 公益財団法人交通エコロジー・モビ リティ財団
改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成 23 年 8 月 財団法人 国土技術研究センター
ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり	平成 20 年 2 月 社団法人 日本公園緑地協会
横浜市福祉のまちづくり条例	平成 25 年 10 月 横浜市
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	平成 25 年 10 月 横浜市
横浜市公共サインガイドライン（改訂版）	平成 23 年 3 月 横浜市



公共交通特定事業

- 【十日市場駅】
- ◆ ベビーチェアの設置
 - ◆ ホームドア又は内方線付き点状ブロックの設置

道路特定事業

- 【十日市場駅北口ロータリー】
- 舗装の改修
 - 車止めの改修
- 【十日市場駅南口バスロータリー】
- 舗装の改修
 - 誘導ブロックの改修
 - 段差の解消

交通安全特定事業

- 【横浜信用金庫十日市場支店交差点】
- 横断歩道の増設
- 【ダイエー十日市場店交差点】
- 横断歩道の増設
- 【生活関連経路】
- 違法駐車取締りの強化
 - 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
 - 標識、標示の視認性の確保
 - 交通規制の実施
 - 自転車利用マナー向上の啓発活動の実施

生活関連施設・経路及び重点整備地区

- 重点整備地区
- 生活関連施設
- 旅客施設・駅前広場
 - 建築物
 - 持続可能な住宅地モデルプロジェクト(緑区十日市場町周辺地域)
- 生活関連経路
- 生活関連経路(A)
 - 生活関連経路(B)
- その他
- 鉄道路線・駅

- 平成33年度までを目標に整備する
- ◆ 今後機会を捉えて整備を検討する
- 過去から継続している、継続的に実施する

経路番号	路線名
1-1	プロムナード①
1-2	プロムナード②
1-3	十日市場歩道橋(太鼓橋)
1-4	持続可能な住宅地モデルプロジェクト①
1-5	十日市場郵便局前
1-6	持続可能な住宅地モデルプロジェクト②
1-7	持続可能な住宅地モデルプロジェクト③
2-1	そうてつローゼン・プロムナード間
2-2	そうてつローゼン東側
2-3	十日市場地区センター・みどり福祉ホーム東側
2-4	十日市場地区センター・みどり福祉ホーム南側
3-1	ダイエー・プロムナード間
3-2	ダイエー南側
3-3	いっぽ西側
3-4	いっぽ南側

【経路1-1 プロムナード①】

- 舗装の改修
- 水平区間の確保

【経路1-2 プロムナード②】

- 有効幅員の確保
- 舗装の改修

【経路1-3 十日市場歩道橋(太鼓橋)】

- ◆ 照度の確保の検討
- ◆ 縦断勾配の改善の検討
- 舗装の改修
- 誘導ブロックの改修
- 有効幅員の確保
- 水平区間の確保
- ◆ 休憩施設の設置の検討
- 手すりの設置
- 側溝蓋の改修

【経路1-4 持続可能な住宅地モデルプロジェクト 緑区十日市場町周辺地域①】

- ◆ 休憩施設の設置の検討

【経路1-7 持続可能な住宅地モデルプロジェクト 緑区十日市場町周辺地域③】

- 植栽の剪定
- 【経路2-1 そうてつローゼン・プロムナード間】

 - 水平区間の確保
 - 有効幅員の確保

- 【経路2-3 十日市場地区センター・みどり福祉ホーム東側】

 - ◆ 有効幅員の確保の検討
 - 水平区間の確保
 - 縦断勾配の改善
 - 舗装の改修

【経路2-4 十日市場地区センター・みどり福祉ホーム南側】

- 誘導ブロックの改修
- 舗装の改修
- 【経路3-1 ダイエー・プロムナード間】

 - 舗装の改修

- 【経路3-4 いっぽ南側】

 - カラーベルトの整備

建築物特定事業

- 【そうてつローゼン十日市場店】
- ◆ 縦断勾配の改善
- 【ダイエー十日市場店】
- 舗装の改修
- 【複合施設(横浜市緑図書館・横浜市十日市場地域ケアプラザ・横浜市緑ほのぼの荘(老人福祉センター))】
- 誘導ブロックの改修
 - ◆ グレーチングの改修
 - 車止めの改修
- 【緑区地域子育て支援拠点 いっぽ】
- 扉の改修
 - 勾配の改善
- 【横浜十日市場郵便局】
- グレーチングの改修
 - 入口の段差の解消

その他の事業

- 【持続可能な住宅地モデルプロジェクト 緑区十日市場町周辺地域】
- ◆ 案内板における表示方法の見直しの検討
 - 休憩施設の設置の検討
 - 店舗の設置の検討
- 【地区全体】
- 放置自転車対策等の実施

図 5-1 特定事業

ア 公共交通特定事業**1-1 東日本旅客鉄道株式会社**

事業 No.	事業内容	平成33年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
十日市場駅						
1	ベビーチェアの設置		○			01-01
2	ホームドア又は内方線付き点状 ブロックの設置		○			01-02

イ 道路特定事業

2-1 横浜市(緑土木事務所)

事業 No.	事業内容	平成33年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
十日市場駅北口ロータリー						
1	舗装の改修	○				02-01
2	車止めの改修	○				02-02
十日市場駅南口バスロータリー						
3	舗装の改修	○				03-01
4	誘導ブロックの改修	○				03-02
5	段差の解消	○				03-03
経路1-1 ブロムナード①						
6	舗装の改修	○				04-01
7	水平区間の確保	○				04-02
経路1-2 ブロムナード②						
8	有効幅員の確保	○				05-01
9	舗装の改修	○				05-02

事業 No.	事業内容	平成33年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
経路1-3 十日市場歩道橋（太鼓橋）						
10	照度の確保の検討		○			06-01
11	縦断勾配の改善の検討		○			06-02
12	舗装の改修	○				06-03
13	誘導ブロックの改修	○				06-04
14	有効幅員の確保	○				06-05
15	水平区間の確保	○				06-06
16	休憩施設の設置の検討		○		持続可能な住宅地モデルプロジェクトにおける検討と合わせて検討。	06-07
17	手すりの設置	○				06-08
18	側溝蓋の改修	○				06-09
経路1-4 持続可能な住宅地モデルプロジェクト 緑区十日市場町周辺地域①						
19	休憩施設の設置の検討		○		持続可能な住宅地モデルプロジェクトにおける検討と合わせて検討。	07-01
経路1-7 持続可能な住宅地モデルプロジェクト 緑区十日市場町周辺地域③						
20	植栽の剪定			○	1回/年の剪定を実施中。	08-01
経路2-1 そうてつローゼン・プロムナード間						
21	水平区間の確保	○				09-01
22	有効幅員の確保	○				09-02
経路2-3 十日市場地区センター・みどり福祉ホーム東側						
23	有効幅員の確保の検討		○			10-01
24	水平区間の確保	○				10-02
25	縦断勾配の改善	○				10-03
26	舗装の改修	○				10-04

事業 No.	事業内容	平成33年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
経路2-4 十日市場地区センター・みどり福祉ホーム南側						
27	誘導ブロックの改修	○				11-01
28	舗装の改修	○				11-02
経路3-1 ダイエー・プロムナード間						
29	舗装の改修	○				12-01
経路3-4 いっぽ南側						
30	カラーベルトの整備	○				13-01

ウ 交通安全特定事業
3-1 神奈川県緑警察署

事業 No.	事業内容	平成33年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
横浜信用金庫十日市場支店交差点						
1	横断歩道の増設	○				14-01
ダイエー十日市場店交差点						
2	横断歩道の増設	○				15-01
生活関連経路						
3	<ul style="list-style-type: none"> ・違法駐車取締りの強化 ・違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進 ・標識、標示の視認性の確保 ・交通規制の実施 ・自転車利用マナー向上の啓発活動の実施 			○		

エ 建築物特定事業

4-1 相鉄ローゼン株式会社

事業No.	事業内容	平成33年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
そうてつローゼン十日市場店						
1	縦断勾配の改善		○		代替ルートの検討。	16-01

4-2 株式会社 ダイエー

事業No.	事業内容	平成33年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
ダイエー十日市場店						
1	舗装の改修	○			マンホール周りの段差のすりつけ。	17-01

4-3 横浜市（緑区、教育委員会）

事業No.	事業内容	平成33年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
複合施設（横浜市緑図書館・横浜市十日市場地域ケアプラザ・横浜市緑ほのぼの荘（老人福祉センター））						
1	誘導ブロックの改修	○				18-01
2	グレーチングの改修		○			18-02
3	車止めの改修	○				18-03

4-4 NPO法人 グリーンママ

事業No.	事業内容	平成33年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
緑区地域子育て支援拠点 いっぽ						
1	扉の改修	○				19-01
2	勾配の改善	○				19-02

4-5 日本郵便株式会社

事業No.	事業内容	平成33年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
横浜十日市場郵便局						
1	グレーチングの改修	○				20-01
2	入口の段差の解消	○				20-02

オ その他の事業

5-1 横浜市(緑区)

事業 No.	事業内容	平成33年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
持続可能な住宅地モデルプロジェクト 緑区十日市場町周辺地域						
1	案内板における表示方法の見直しの検討		○		持続可能な住宅地モデルプロジェクトにおける検討と合わせて検討。	21-01

5-2 横浜市(建築局)

事業 No.	事業内容	平成33年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
持続可能な住宅地モデルプロジェクト 緑区十日市場町周辺地域						
1	休憩施設の設置の検討	○			22街区の整備時期については未定。	22-01
2	店舗の設置の検討	○				22-02

5-3 横浜市(緑区)

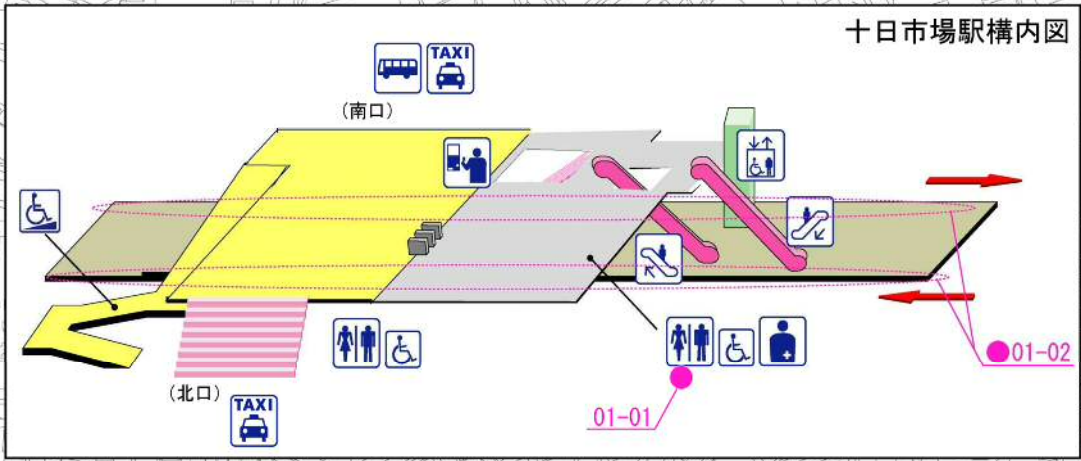
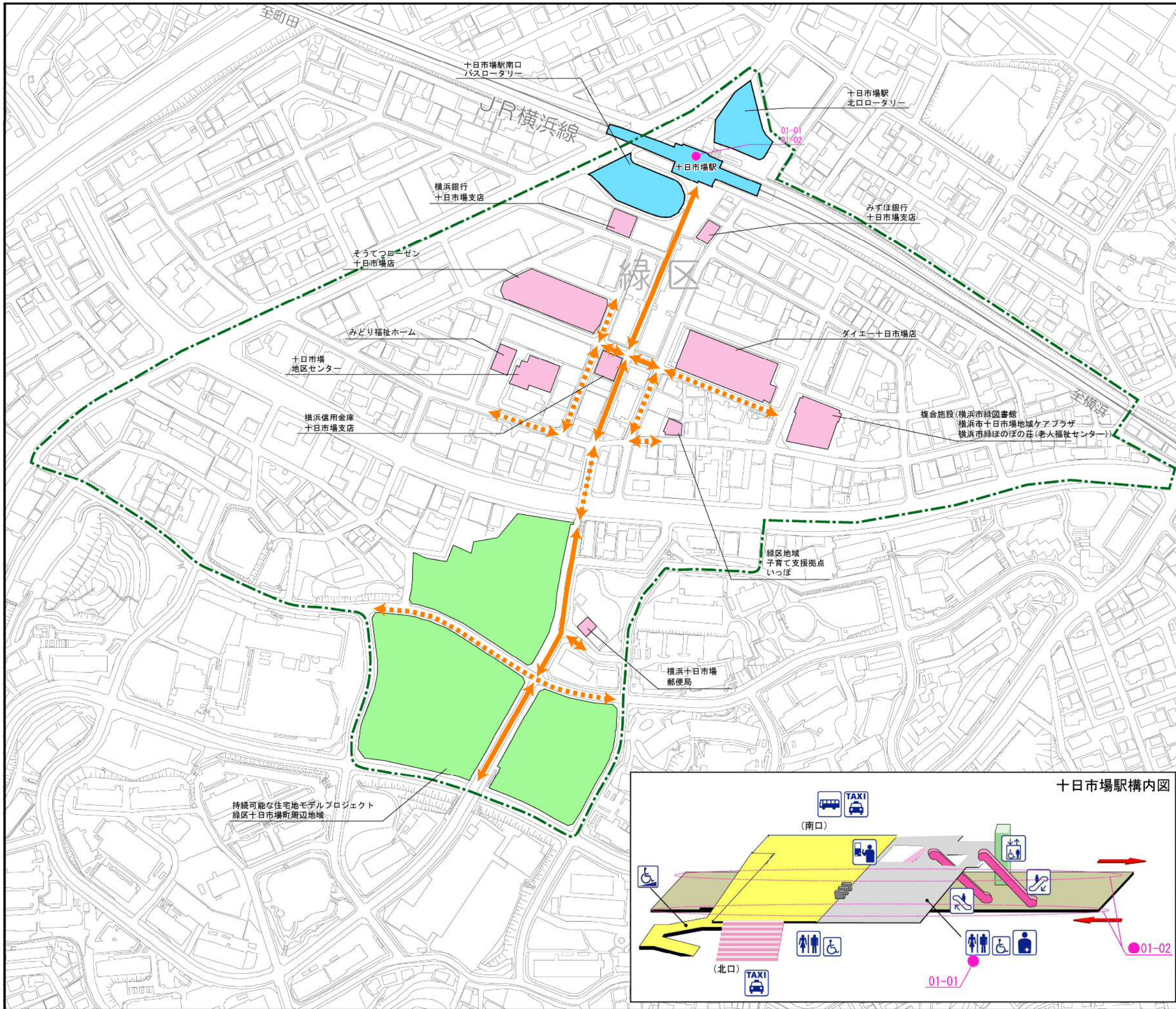
事業 No.	事業内容	平成33年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
地区全体						
1	放置自転車対策等の実施			○		23-01

5-4 横浜市(道路局)

事業 No.	事業内容	平成33年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
地区全体						
1	放置自転車対策等の実施			○		23-01

特定事業等位置図 (公共交通特定事業)

- 重点整備地区**
 重点整備地区
- 生活関連施設**
- 旅客施設・駅前広場
 - 建築物
 - 持続可能な住宅地
モデルプロジェクト
(緑区十日市場町周辺地域)
- 生活関連経路**
- 生活関連経路(A)
 - 生活関連経路(B)
- その他**
- 鉄道路線・駅
- 00-00 公共交通特定事業**
- 00-00 道路特定事業
 - 00-00 交通安全特定事業
 - 00-00 建築物特定事業
 - 00-00 その他の事業



緑区 十日市場駅周辺地区

横浜市地形図複製承認番号 平28建都計第9010号
 0 200m

特定事業等位置図 (道路特定事業)

重点整備地区



生活関連施設

- 旅客施設・駅前広場
- 建築物
- 持続可能な住宅地
モデルプロジェクト
(緑区十日市場町周辺地域)

生活関連経路

- 生活関連経路(A)
- 生活関連経路(B)

その他

- 鉄道路線・駅

00-00	公共交通特定事業
00-00	道路特定事業
00-00	交通安全特定事業
00-00	建築物特定事業
00-00	その他の事業

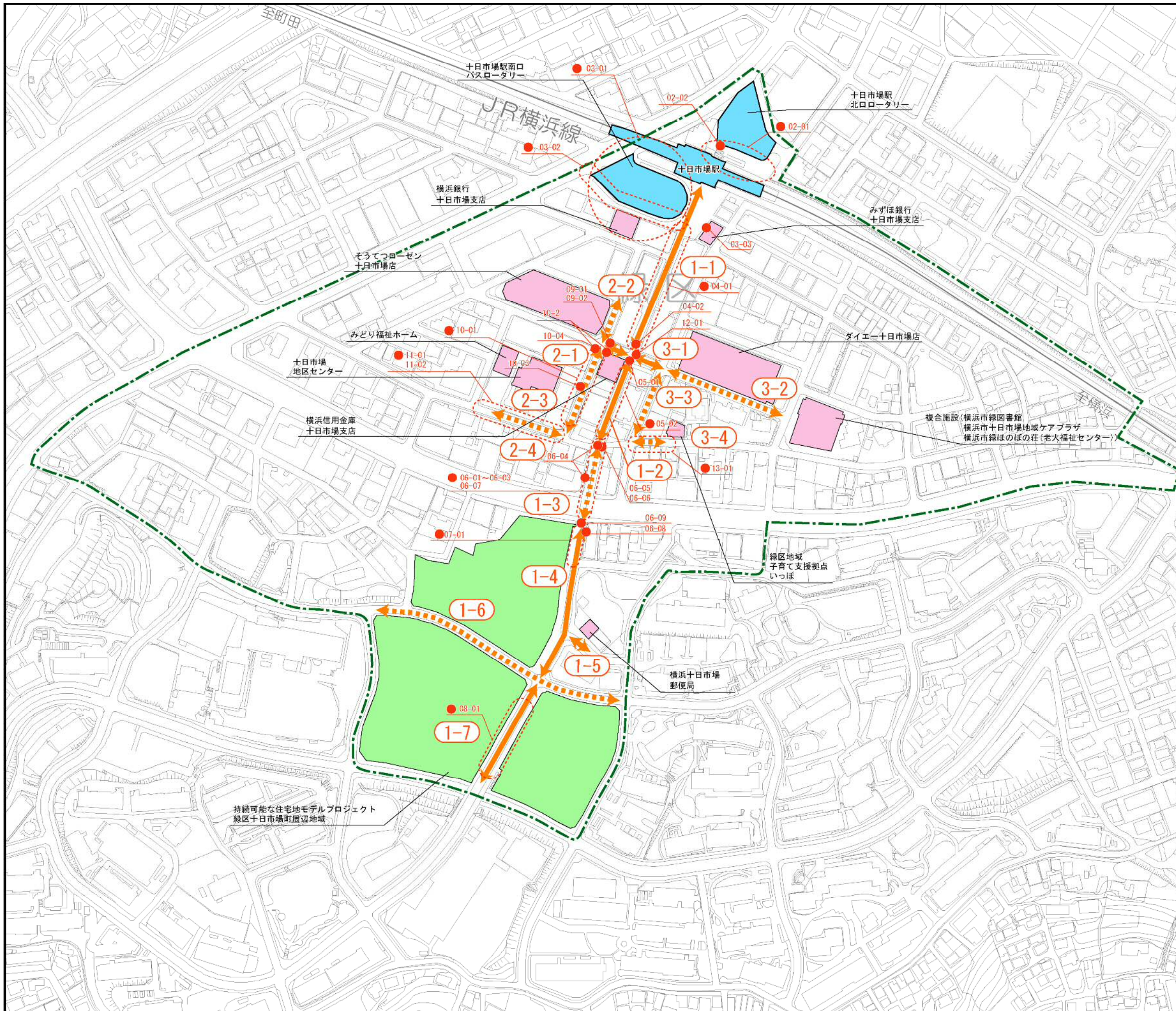
経路番号	路線名
1-1	プロムナード①
1-2	プロムナード②
1-3	十日市場歩道橋(太鼓橋)
1-4	持続可能な住宅地モデルプロジェクト①
1-5	十日市場郵便局前
1-6	持続可能な住宅地モデルプロジェクト②
1-7	持続可能な住宅地モデルプロジェクト③
2-1	そうてつローゼン・プロムナード間
2-2	そうてつローゼン東側
2-3	十日市場地区センター・みどり福祉ホーム東側
2-4	十日市場地区センター・みどり福祉ホーム南側
3-1	ダイエー・プロムナード間
3-2	ダイエー南側
3-3	いっぽ西側
3-4	いっぽ南側



緑区

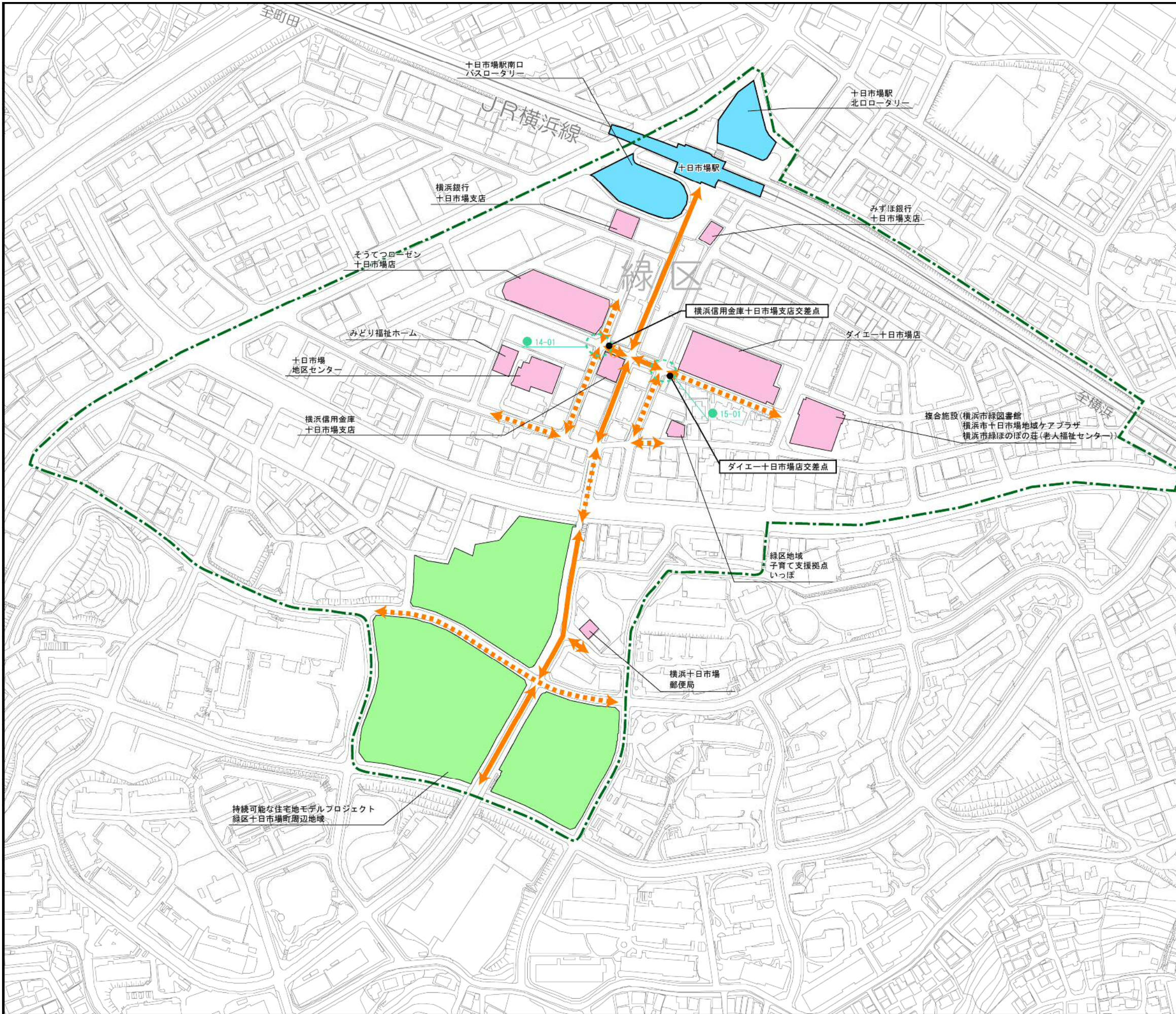
十日市場駅周辺地区

横浜市地形図複製承認番号 平28建都計第9010号



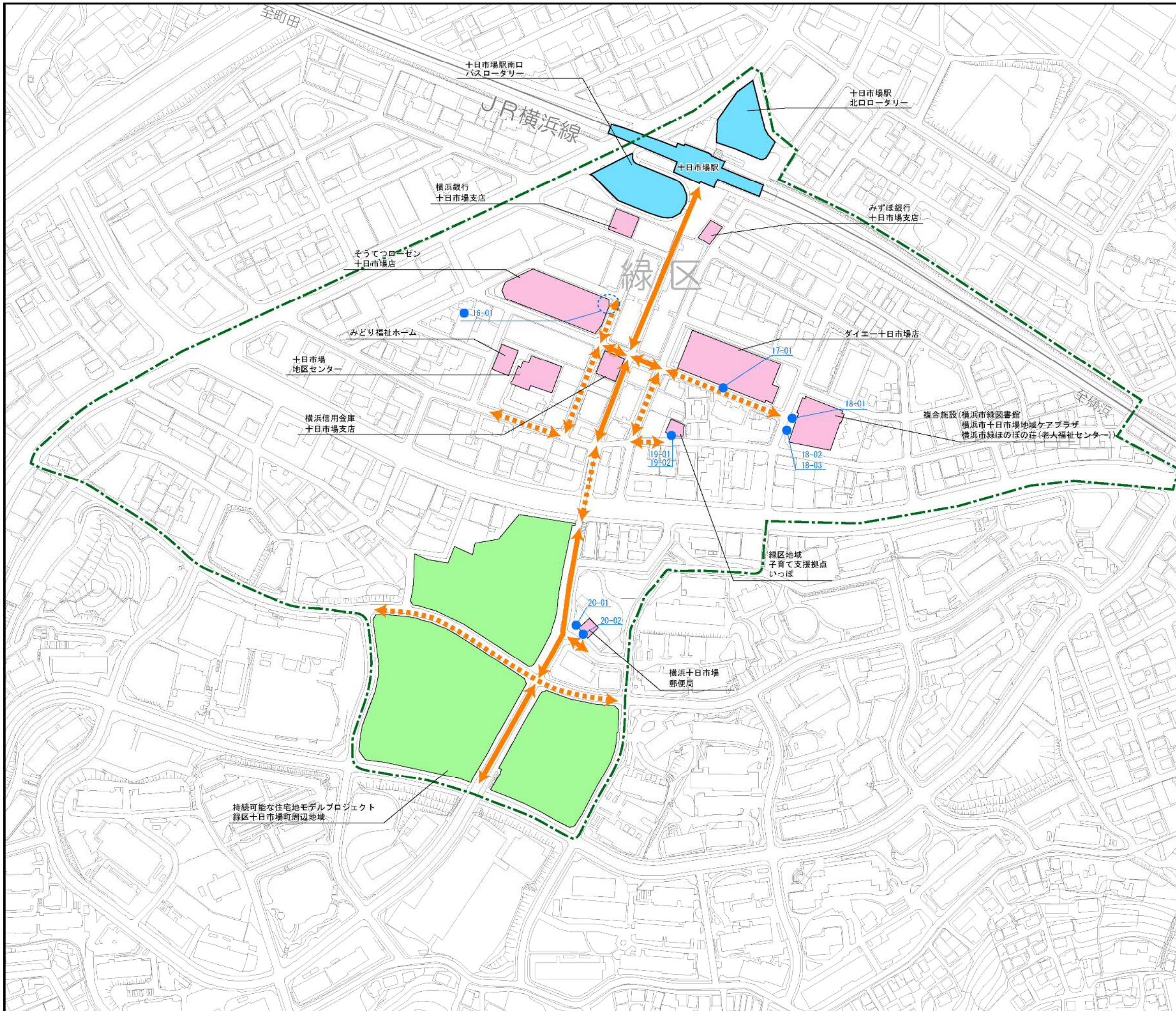
特定事業等位置図 (交通安全特定事業)

- 重点整備地区
 - 緑区十日市場町周辺地域
 - 生活関連施設
 - 旅客施設・駅前広場
 - 建築物
 - 持続可能な住宅地モデルプロジェクト
(緑区十日市場町周辺地域)
 - 生活関連経路
 - 生活関連経路(A)
 - 生活関連経路(B)
 - その他
 - 鉄道路線・駅
- | | |
|-------|----------|
| 00-00 | 公共交通特定事業 |
| 00-00 | 道路特定事業 |
| 00-00 | 交通安全特定事業 |
| 00-00 | 建築物特定事業 |
| 00-00 | その他の事業 |



緑区
十日市場駅周辺地区

横浜市地形図複製承認番号 平28建都計第9010号
0 200m



特定事業等位置図 (建築物特定事業)

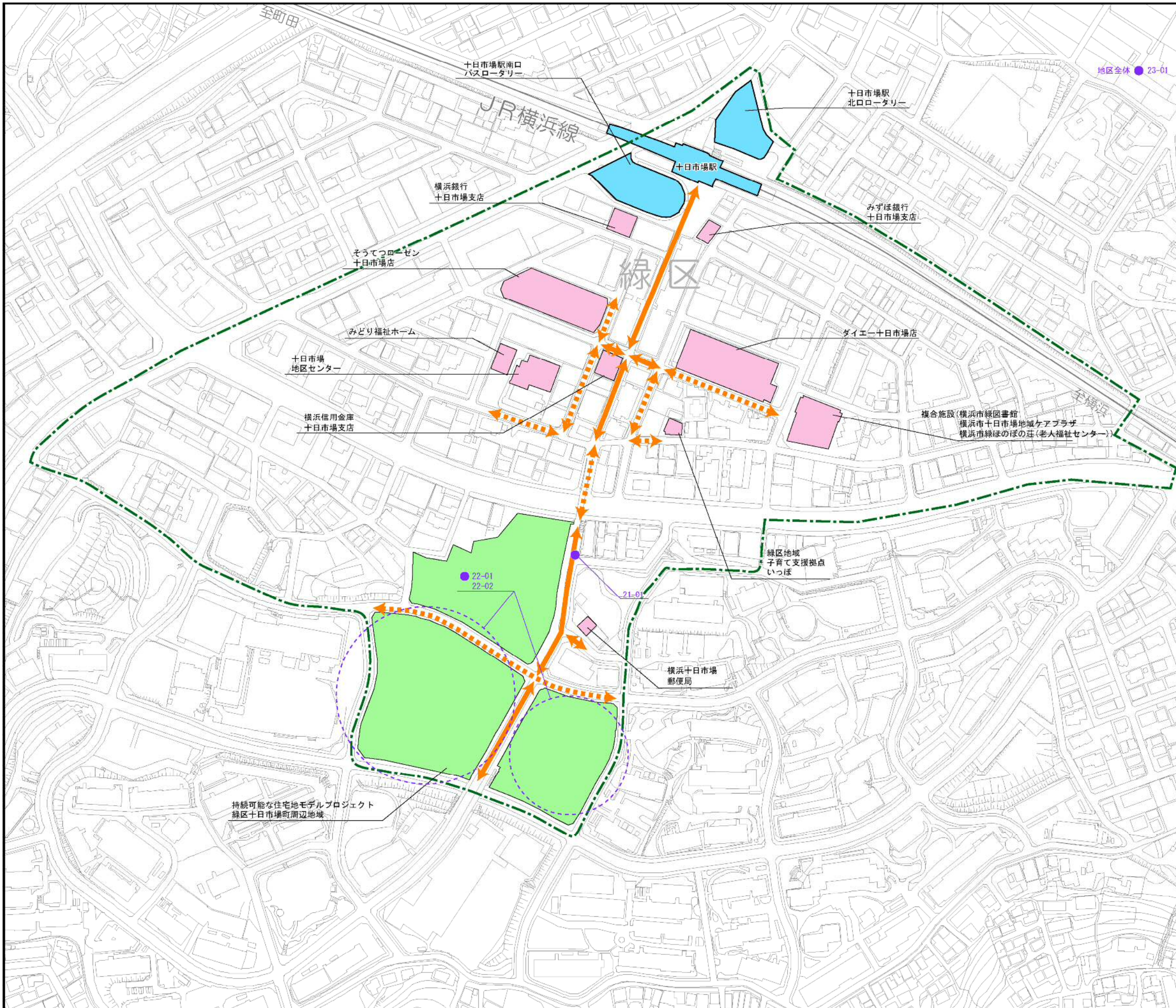
- 重点整備地区
 - 生活関連施設
 旅客施設・駅前広場
 建築物
 持続可能な住宅地
 モデルプロジェクト
 (緑区十日市場町周辺地域)
 - 生活関連経路
 生活関連経路(A)
 生活関連経路(B)
 - その他
 鉄道路線・駅
- | | |
|-------|----------|
| 00-00 | 公共交通特定事業 |
| 00-00 | 道路特定事業 |
| 00-00 | 交通安全特定事業 |
| 00-00 | 建築物特定事業 |
| 00-00 | その他の事業 |



緑区

十日市場駅周辺地区

横浜市地形図複製承認番号 平28建都計第9010号
 0 200m



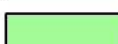


特定事業等位置図 (その他の事業)

重点整備地区




生活関連施設

-  旅客施設・駅前広場
-  建築物
-  持続可能な住宅地
モデルプロジェクト
(緑区十日市場町周辺地域)

生活関連経路

-  生活関連経路(A)
-  生活関連経路(B)

その他

-  鉄道路線・駅

- | | |
|-------|----------|
| 00-00 | 公共交通特定事業 |
| 00-00 | 道路特定事業 |
| 00-00 | 交通安全特定事業 |
| 00-00 | 建築物特定事業 |
| 00-00 | その他の事業 |



緑区

十日市場駅周辺地区

横浜市地形図複製承認番号 平28建都計第9010号



(3) その他配慮を要する事項

ア 十日市場歩道橋（太鼓橋）のバリアフリー

十日市場歩道橋（太鼓橋）は、バリアフリー法の制定された平成 18 年以前に整備されており、勾配等が現行基準に適合していないため、バリアフリー化を図る必要がある。

しかし、橋梁の形状や用地的な制約から、バリアフリー化については様々な課題がある。このため、特定事業としては、「縦断勾配の改善の検討」をするとし、持続可能な住宅地モデルプロジェクト等の進捗を見ながら、代替ルートの検討を含め、エレベーターやスロープの設置等による縦断勾配の改善について検討するものとする。

イ 歩道（プロムナード）のバリアフリー

プロムナードの歩道は、地形の関係上傾斜になっており、雨天時はブロック舗装が滑りやすいという意見が多数あるため、舗装の改修等の機会を捉え、適切な舗装材への変更についても併せて検討するものとする。

ウ 建築物のバリアフリー

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者等の三者が協力してバリアフリー化する必要がある、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもある。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化について建築主等は、建築物移動等円滑化基準等の考え方を十分認識の上、できることから既存施設のバリアフリー化に努める。また、建替え等の大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとする。

6 基本構想策定後の事業推進にあたって

国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」には、バリアフリーに関する意義や目標などを定めるとともに、バリアフリー化の促進のために、国、地方公共団体、施設管理者（事業者）、国民が、それぞれ果たすべき責務等についても定めている。

これらを踏まえ、基本構想策定後、バリアフリー化の促進にあたって、横浜市、事業者、市民が配慮すべき事項等について、以下に示す。

（１）特定事業の実施について

- ・横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・市民は、移動等円滑化を推進するため、バリアフリー化のための事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーに心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとする。

（２）事業の進捗管理及び事業の評価について

- ・横浜市は事業の進捗管理や事業評価の必要性を鑑み、その手法について検討していくこととする。

（３）進捗状況及び事業内容の広報について

- ・横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広報に努めることとする。

（４）事業の見直しについて

- ・バリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。また、今後の社会情勢・地域社会の変化といった様々な動きに対応していくことが求められる。このような新たな技術開発の動向や社会情勢等を

踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする。

(5) 心のバリアフリーについて

- 施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーも重要である。そのため、各種の啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動等の推進に努めることとする。

